

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号 所得税更正処分等取消請求事件(以下、順に「第1事件」、「第2事件」という。)

国側当事者・国(札幌南税務署長)

令和4年2月14日棄却・控訴

判 決

第1事件原告	甲
第2事件原告	乙
第2事件原告	C株式会社
同代表者代表取締役	甲
上記3名訴訟代理人弁護士	辻 佳宏 中島 玲史
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	札幌南税務署長 松宮 清彦
同指定代理人	生貝 由香里 淵 政博 猪股 翔太 久恵 茂樹 大西 規行 森池 友彦 朴澤 勲 中 祐規 傳法 章由

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件に係る請求

- (1) 札幌南税務署長(以下「本件税務署長」という。)が平成28年12月16日付けで原告甲(以下「原告父」という。)に対してした平成24年分の所得税の更正処分(以下「平成24年分更正処分(原告父分)」という。)のうち、未公開分株式等課税譲渡所得等の金額(租税特別措置法37条の10第1項(平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)所定の「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」のうち、上場分株式等課税譲渡所得

等の金額（平成20年法律第23号附則43条2項所定の「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」のこと。以下同じ。）以外の金額のこと。以下同じ。）零円、上場分株式等課税譲渡所得等の金額零円、申告納税額212万4800円及び納付すべき税額148万7400円を超える部分並びに上場株式等譲渡損失繰越額（租税特別措置法37条の12の2第6項（平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定により翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額のこと。以下同じ。）369万6662円を超えない部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成24年分賦課決定処分（原告父分）」という。また、平成24年分更正処分（原告父分）及び平成24年分賦課決定処分（原告父分）を併せて「平成24年分更正処分等（原告父分）」という。）を取り消す。

- (2) 本件税務署長が平成28年12月16日付けで原告父に対してした平成25年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の更正処分（以下「平成25年分更正処分（原告父分）」という。また、平成24年分更正処分（原告父分）及び平成25年分更正処分（原告父分）を併せて「本件各更正処分（原告父分）」という。）のうち、上場分株式等課税譲渡所得等の金額13万7000円、申告納税額163万0300円及び納付すべき税額33万4900円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成25年分賦課決定処分（原告父分）」という。また、平成25年分更正処分（原告父分）及び平成25年分賦課決定処分（原告父分）を併せて「平成25年分更正処分等（原告父分）」といい、平成24年分賦課決定処分（原告父分）及び平成25年分賦課決定処分（原告父分）を併せて「本件各賦課決定処分（原告父分）」といい、本件各更正処分（原告父分）及び本件各賦課決定処分（原告父分）を併せて「本件各更正処分等（原告父分）」という。）を取り消す。

2 第2事件に係る請求

- (1) ア 本件税務署長が平成28年12月16日付けで原告乙（以下「原告長男」という。）に対してした平成24年分の所得税の更正処分（以下「平成24年分更正処分（原告長男分）」という。）のうち、課税総所得金額1491万1000円、申告納税額53万2100円及び納付すべき税額23万8700円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成24年分賦課決定処分（原告長男分）」という。また、平成24年分更正処分（原告長男分）及び平成24年分賦課決定処分（原告長男分）を併せて「平成24年分更正処分等（原告長男分）」という。）を取り消す。
- イ 本件税務署長が平成28年12月16日付けで原告長男に対してした平成25年分の所得税等の更正処分（以下「平成25年分更正処分（原告長男分）」という。また、平成24年分更正処分（原告長男分）及び平成25年分更正処分（原告長男分）を併せて「本件各更正処分（原告長男分）」という。）のうち、課税総所得金額1756万8000円、申告納税額64万1200円及び納付すべき税額27万9200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成25年分賦課決定処分（原告長男分）」という。また、平成25年分更正処分（原告長男分）及び平成25年分賦課決定処分（原告長男分）を併せて「平成25年分更正処分等（原告長男分）」といい、平成24年分賦課決定処分（原告長男分）及び平成25年分賦課決定処分（原告長男分）を併せて「本件各賦課決定処分（原告長男分）」といい、本件各更正処分（原告長男分）及び本件各賦課決定処分（原告長男分）を併せて「本件各更正処分等（原告長男分）」

- という。)を取り消す。
- (2) ア 本件税務署長が平成28年12月16日付けで原告C株式会社(以下「原告会社」という。)に対してした平成24年3月分の源泉徴収に係る所得税(以下「源泉所得税」という。)の納税告知処分(以下「平成24年3月分納税告知処分(原告会社分)」という。)及び不納付加算税の賦課決定処分(以下「平成24年3月分賦課決定処分(原告会社分)」という。また、平成24年3月分納税告知処分(原告会社分)及び平成24年3月分賦課決定処分(原告会社分)を併せて「平成24年3月分納税告知処分等(原告会社分)」という。)を取り消す。
- イ 本件税務署長が平成28年12月16日付けで原告会社に対してした平成25年2月分の源泉徴収に係る所得税等(以下「源泉所得税等」という。)の納税告知処分(以下「平成25年2月分納税告知処分(原告会社分)」という。また、平成24年3月分納税告知処分(原告会社分)及び平成25年2月分納税告知処分(原告会社分)を併せて「本件各納税告知処分(原告会社分)」という。)及び不納付加算税の賦課決定処分(以下「平成25年2月分賦課決定処分(原告会社分)」という。また、平成25年2月分納税告知処分(原告会社分)及び平成25年2月分賦課決定処分(原告会社分)を併せて「平成25年2月分納税告知処分等(原告会社分)」といい、平成24年3月分賦課決定処分(原告会社分)及び平成25年2月分賦課決定処分(原告会社分)を併せて「本件各賦課決定処分(原告会社分)」といい、本件各納税告知処分(原告会社分)及び本件各賦課決定処分(原告会社分)を併せて「本件各納税告知処分等(原告会社分)」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

原告会社は、原告父から、平成24年2月23日に、原告会社の株式5000株を取得した上で(以下、これに係る取引を「本件取引1」という。)、原告長男に対し、同年3月31日に、当該株式5000株を処分した(以下、これに係る取引を「本件取引2」という。)。また、原告会社は、原告会社の取締役を辞任した丙(以下「訴外元取締役」という。)から、同年7月6日に、当該株式1万1460株を取得した上で(以下、これに係る取引を「訴外取引」という。)、原告長男に対し、平成25年2月22日に、当該株式1万1460株を処分した(以下、これに係る取引を「本件取引3」という。))。

第1事件は、原告父が、平成24年分の所得税の確定申告書(以下「平成24年分確定申告書(原告父分)」という。)及び平成25年分の所得税等の確定申告書(以下「平成25年分確定申告書(原告父分)」という。また、平成24年分確定申告書(原告父分)及び平成25年分確定申告書(原告父分)を併せて「本件各確定申告書(原告父分)」という。)を提出したところ、本件税務署長が、本件取引1は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、本件各更正処分等(原告父分)をしたことから、原告父が、前記第1の1のとおり取消しを求めた事案である。

第2事件のうち原告長男の請求に係るものは、原告長男が、平成24年分の所得税の確定申告書(以下「平成24年分確定申告書(原告長男分)」という。)及び平成25年分の所得税等の確定申告書(以下「平成25年分確定申告書(原告長男分)」という。また、平成24年分確定申告書(原告長男分)及び平成25年分確定申告書(原告長男分)を併せて「本件各確定申告書(原告長男分)」という。)を提出したところ、本件税務署長が、本件取引2及び

3は廉価でされたものであり、それによって享受した経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するなどとして、本件各更正処分等（原告長男分）をしたことから、原告長男が、前記第1の2（1）のとおり取消しを求めた事案である。

第2事件のうち原告会社の請求に係るものは、本件税務署長が、上記の経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するため、原告会社はそれに係る源泉徴収義務（同法183条1項の規定による源泉徴収義務のこと。以下同じ。）を負うことになるなどとして、本件各納税告知処分等（原告会社分）をしたことから、原告会社が、前記第1の2（2）のとおり取消しを求めた事案である。

1 主な関係法令等

主な関係法令等は、別紙1のとおりである（なお、本件の争点と関係しない部分については適宜省略している。また、別紙1において定義した略語については、以下においても用いることとする。）。

2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いのない事実又は当裁判所に顕著な事実のほか、掲記の証拠（なお、以下、書証番号は、特記しない限り、枝番の記載を省略する。）又は弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

（1）当事者等

ア 原告会社は、土木、建築工事請負業等を目的として昭和36年6月●日に設立された株式会社である。また、原告会社の平成20年4月から平成21年3月までの事業年度（以下「平成21年3月期」といい、原告会社の他の事業年度についても同様に表記する。）から平成25年3月期までの法人税の各確定申告書には、自らの「事業種目」が「建設業」である旨が記載されており、平成21年3月期から平成25年3月期までにおける売上高に占める工事完成高の割合等は、別紙2の表のとおりであった。（甲1、乙1、3、4）

イ 原告父は、丁（以下「訴外母」という。）と婚姻し、訴外母との間に原告長男をもうけたものであるところ、上記アの設立以降、原告会社の代表取締役を務めていた。（甲1、16、乙1、2）

ウ 原告長男は、原告父の子（長男）であるところ、平成12年6月8日から平成16年4月30日までは、原告会社の監査役を務め、平成18年12月1日以降は、原告会社の取締役を務め、更に平成27年6月22日以降は、原告会社の代表取締役を務めていた。（甲1、16、17、乙1、2）

エ 訴外元取締役は、原告会社の取締役を務めていたものであるが、平成24年7月5日に、原告会社の取締役を辞任した。（甲1、乙1、18）

オ 戊税理士（以下「本件税理士1」という。）は、平成14年頃から、原告会社の顧問税理士を務めていたものであり、原告会社の経営全般に関する指導、助言等をしていた。（甲16、乙7、8）

カ D税理士（以下「本件税理士2」という。）は、本件各確定申告書（原告父分）、本件各確定申告書（原告長男分）及び前記アの各確定申告書などの提出に当たり、税務代理の委任を受けていたものである。（甲16、17、乙3、9、10）

（2）原告会社の株式等

ア 原告会社の株式は、譲渡制限株式であり、それを譲渡するためには、原告会社の取締役

会の承認を受けることが必要とされていた。(甲1、乙1)

イ 原告会社は、単元株式数を定款で定めておらず、原告会社の株主は、その有する株式1株につき1個の議決権を有するものとされていた。(甲1、乙1、5)

ウ 原告会社の定款上、原告会社の発行可能株式総数を12万株とし、「額面株式の1株の金額」を500円とする旨が記載されているところ(以下、この金額を「額面」という。)、遅くとも平成9年10月2日以降、原告会社の発行済株式の総数は、8万6000株であった。(甲1、乙1、3~5)

エ 平成21年3月期から平成25年3月期までにおいて、原告会社の資本金の額は、4300万円であり、原告会社の資本準備金の額は、38万2604円であった。(甲1、乙1、3)

オ 平成21年3月期から平成25年3月期までにおける原告会社の決算報告書の個別注記表(以下「本件個別注記表」という。)には、「1株当たりの純資産額」として、次の金額が記載されていた。なお、この本件個別注記表は、取締役会の承認を受けた上で、定時株主総会に提出され、その承認も受けることが必要とされる計算書類であった。(乙4、6、弁論の全趣旨)

(ア) 平成21年3月期 1万8383円

(イ) 平成22年3月期 2万1063円

(ウ) 平成23年3月期 2万4342円

(エ) 平成24年3月期 2万7529円

(オ) 平成25年3月期 2万9515円

カ 本件取引1から3までの前後における原告会社の株主ごとの株式数は、別紙3の表のとおりであった。(乙3)

(3) 本件取引1から3まで及び訴外取引等

ア 平成24年2月16日に開催された原告会社の取締役会において、本件税理士1の助言に基づき、次の内容で原告会社の株式を取得することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月23日に、これに係る本件取引1がされた。(乙13、14)

(ア) 譲渡人 原告父

(イ) 譲受人 原告会社

(ウ) 株式数 5000株

(エ) 単価 1株当たり1500円

イ 平成24年3月22日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を処分することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月31日に、これに係る本件取引2がされた。(乙16、17)

(ア) 譲渡人 原告会社

(イ) 譲受人 原告長男

(ウ) 株式数 5000株

(エ) 単価 1株当たり1500円

ウ 平成24年7月2日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の

株式を取得することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月6日に、これに係る訴外取引がされた。

(乙18、弁論の全趣旨)

(ア) 譲渡人 訴外元取締役

(イ) 譲受人 原告会社

(ウ) 株式数 1万1460株

(エ) 単価 1株当たり1500円

エ 平成25年2月14日に開催された原告会社の取締役会において、次の内容で原告会社の株式を処分することを承認する旨の議案が提案され、出席した原告会社の取締役全員の賛成により、これが可決されたことを受けて、同月22日に、これに係る本件取引3がされた。(乙19、20)

(ア) 譲渡人 原告会社

(イ) 譲受人 原告長男

(ウ) 株式数 1万1460株

(エ) 単価 1株当たり1500円

(4) 本件訴えの提起に至る経緯等

ア (ア) 原告父は、平成24年分の所得税及び平成25年分の所得税等について、いずれも法定申告期限内に、別紙4及び5の表の「確定申告」欄のとおりの本件各確定申告書(原告父分)を提出した。(乙9)

(イ) 原告長男は、平成24年分の所得税及び平成25年分の所得税等について、いずれも法定申告期限内に、別紙6及び7の表の「確定申告」欄のとおりの本件各確定申告書(原告長男分)を提出した。(乙10)

イ (ア) 本件税務署長は、その担当職員(以下「本件調査担当職員」という。)による調査(以下「本件調査」という。)に基づき、本件取引1は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、平成28年12月16日付けで、別紙4及び5の表の「更正処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件各更正処分等(原告父分)をした。(甲2)

(イ) 本件税務署長は、本件調査に基づき、本件取引2及び3は廉価でされたものであり、それによって享受した経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するなどとして、平成28年12月16日付けで、別紙6及び7の表の「更正処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件各更正処分等(原告長男分)をした。(甲3)

(ウ) 本件税務署長は、本件調査に基づき、上記(イ)の経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するため、原告会社はこれに係る源泉徴収義務を負うことになるなどとして、平成28年12月16日付けで、別紙8及び9の表の「納税告知処分」欄及び「賦課決定処分」欄のとおりの本件各納税告知処分等(原告会社分)をした。(甲4)

ウ 原告らは、これらを不服として、平成29年3月13日に、それぞれ審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年3月1日付けで、当該審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲5～7)

エ 原告らは、平成30年8月31日に、本件訴えを提起した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件各更正処分等（原告父分）、本件各更正処分等（原告長男分）及び本件各納税告知処分等（原告会社分）の適法性に関する被告の主張は、別紙10から12までのとおりであるところ（なお、別紙10から12までにおいて定義した略語については、以下においても用いることとする。）、このうち、本件では、①本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等、②本件取引2及び3によって享受した経済的な利益が同法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等、③本件取引1から3までに係る意思表示が錯誤無効であるか否か等がそれぞれ争点になっている。これらの争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 争点①（本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等）について

ア 被告の主張

(ア) a 譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合においても（なお、これによる委任を受けた所得税法施行令169条は、同号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする旨を規定している。）、既に生じている増加益を具体的に把握することができることから、同項は、当該場合には、その時における価額に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなす旨を規定している。

そして、居住者が発行会社に対してその株式を譲渡した場合において、それにより交付を受けた対価の額がその時における価額の2分の1に満たない金額であったときには、所得税法25条1項及び59条1項並びに租税特別措置法37条の10第3項の規定により、その対価の額から当該株式に対応する資本金等の額を控除した部分については、みなし配当の金額とされる一方で、その時における価額に相当する金額からみなし配当の金額を控除した部分については、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることになる。

b また、所得税法59条1項所定の「その時における価額」とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値をいうところ、この客観的交換価値については、必ずしも一義的に確定することができるものではないし、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の削減等の観点からも、あらかじめ定められた評価方法によって画一的に評価するのが合理的である。そこで、課税実務上、居住者が株式を譲渡した場合における同項所定の「その時における価額」については、基本通達59-6の規定において統一的な取扱いが設けられており、特に取引相場のない株式の価額については、原則として、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することとされている。これによる評価方法は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであるから、その評価方法によって算定された価額について

は、その評価方法によっては当該株式の客観的交換価値を適切に算定することができない特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、同項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

c 本件取引1についてみると、原告父及びその配偶者である訴外母の有する議決権の合計数は、原告会社の議決権総数の50%超であったことなどが認められる。そのため、原告父は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の(2)の規定により、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1の時における価額を算定すると、別紙13の表のとおり、1株当たり1万7577円になるから、この金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めるのが相当である。

d 本件取引1は、上記cの金額(1株当たり1万7577円)の2分の1に満たない金額(1株当たり1500円)により原告会社の株式5000株を譲渡したものであるから、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められる。

(イ) これに対し、原告父は、本件取引1については、原告会社が自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告父と原告会社との間では、何らの利益も移転していないし、それをもって、原告父が原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められない旨などを主張している。

しかしながら、そもそも、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるから、ある発行会社にとって資本等取引であったとしても、その相手方である個人の所得税等には関係がないものといえる。また、譲渡所得に対する課税は、資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、保有期間中の増加益を清算して課税する趣旨のものであり、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告父の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。

(ウ) また、原告父は、仮に自己株式の取得である本件取引1が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が原告父から他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含まれることになるから、当該場合に所得税法59条1項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないというべきである旨なども主張している。

しかしながら、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定は、資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、保有期間中の増加益を清算して課税する趣旨のものであり、本件取引1の時においてその対象とされた原告会社の株式5000株につき既に生じている増加益を課税の対象としたとしても、何らの問題はな

いし、この点に関する原告父の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。

- (エ) さらに、原告父は、仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、自己株式の取得の場合には、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになるし、所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とすべきである旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達59-6の規定による取扱いは、飽くまでも「原則」として設けられたものであるが、これは、算定根拠等の合理性が明らかである場合には、それによるべきであるし、当該場合にまで基本通達59-6の規定を形式的に適用する必要はないという趣旨のものにとどまる。そして、本件で問題になる本件取引1の対価の額（1株当たり1500円）は、単に原告会社の株式の額面（1株当たり500円）を基にして合理的な根拠なく算定されたものであるから、それをもって、この取扱いの例外に該当するということができない。

したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。

イ 原告父の主張

- (ア) 平成17年法律第86号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の取得については、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになった。そして、本件取引1は、原告会社が自己株式を取得したもので、ここでいう資本等取引として整理されるものであるところ、このような自己株式の取得においては、対価の額の多寡にかかわらず、株主と発行会社との間で、何らの利益も移転することはない。

このことは、次の事例からも明らかである。すなわち、例えば、ある発行会社の自己株式を除く発行済株式の総数が1000株で、株主Aが当該株式800株、株主Bが当該株式200株を有する状況において、当該発行会社の貸借対照表上、資産の部には1万円、負債の部には零円、純資産の部には1万円が計上されており、当該株式の価額の合計額が当該発行会社の純資産価額と同額で、その単価が1株当たり10円であるとした場合に、当該発行会社が株主Aから100円（1株当たり1円）で当該株式100株を取得したという事例を想定する。この場合、①株主Aに支払った100円に相当する金額が資産の部及び純資産の部から控除されるため、当該発行会社の純資産価額は9900円になり、また、自己株式を除く当該株式の総数は900株になる。そして、②株主Aは、もともと合計8000円相当の当該株式800株を有していたところ、当該取得後は、当該発行会社から100円の支払を受ける代わりに、当該株式100株を失い、合計7700円相当の当該株式700株を有することになるから、結果として、200円相当の不利益を被ることになる。他方で、③株主Bは、もともと合計2000円相当の当該株式200株を有していたところ、当該取得後は、合計2200円相当の当該株式200株を有することになるから、結果として、200円相当の利益を享受することになる。このように、自己株式の取得においては、それが廉価でされた場合であっても、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間で、利益が移転するだけであり、株主と発行会社との間では、何らの利益も移転することはない。

そうすると、自己株式の取得である本件取引1がされたとしても、対価の額の多寡にかかわらず、原告父と原告会社との間では、何らの利益も移転していないことになるから、それをもって、原告父が原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められないし、本件取引1により保有期間中の増加益が実現したとみなして株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とすることは許されないというべきである。

(イ) また、例えば、ある発行会社が5万円でその株式1株を発行していたところ、株主Aが他の者から3万円で当該株式1株を取得した後に、当該発行会社が株主Aから10万円で当該株式1株を取得したが、その時における価額が30万円であったという事例を想定する。この場合、①後者の取得における対価の額(10万円)から当該株式1株に対応する資本金等の額(5万円)を控除した部分(5万円)については、所得税法25条1項の規定により、みなし配当の金額として配当所得に対する課税の対象とされ、また、②当該株式1株に対応する資本金等の額(5万円)から前者の取得における対価の額(3万円)を控除した部分(2万円)については、租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とされることになるが、被告の主張を前提とすると、これだけでなく、③後者の取得の時における価額(30万円)から後者の取得における対価の額(10万円)を控除した部分(20万円)についても、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とされることになる。

しかしながら、次に述べるところによれば、上記③の部分についてまで、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定により、株式等に係る譲渡所得等に対する課税の対象とすることは許されないというべきである。

a 所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税することができなくなる事態を防止するため、その時における価額に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。そして、前記(ア)で述べたように、仮に自己株式の取得が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益がその相手方であった株主から他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益に含まれることになるから、当該場合に同項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該他の株式を有する株主に対する贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまるものと解される。

b また、例えば、ある発行会社の発行済株式の総数が100株で、株主Aが当該株式の全てを有する状況において、当該発行会社が無償で当該株式99株を取得した後に、株主Aが他の者に当該株式1株を譲渡したという事例を想定した場合、被告の主張するように、所得税法59条1項の規定を適用すると、前者の取得の時において当該株式の99%に生じていた保有期間中の増加益については、後者の譲渡の段階で課税の対象とされるだけでなく、前者の取得の段階でも課税の対象とされることになる。そのため、このような場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないと

いうべきである。

- c そして、租税特別措置法37条の10第3項の規定をみても、自己株式の取得によって現に交付を受けた金銭の額等について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす旨を規定するものにとどまるし、自己株式の取得を資産の譲渡とみなして、それが廉価でされたときに所得税法59条1項の規定を適用する旨までは規定していないと解すべきである。

これとは反対に解するのであれば、上記bで述べたように、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となるから、租税特別措置法37条の10第3項の規定は、その限りで憲法29条1項の規定に反して無効になるものと解される。

- d なお、租税特別措置法通達37の10-27は、自己株式の取得が廉価でされたときにも、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があることを前提とした規定を設けているが、以上で述べたところによれば、そのような解釈は、所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定に反して許されないものと解される。

(ウ) 仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、基本通達59-6は、自己株式の取得の場合にまで適用されることを想定した規定ではないから、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになる。そして、自己株式の取得においては、対価の額の多寡にかかわらず、発行会社自体に直接の利害関係はなく、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間の利害関係しか問題にならないところ、その価額を算定するに当たっても、そのような実体が考慮されるべきであるし、東京高裁平成●●年(〇〇)第●●号同24年6月20日判決・訟務月報59巻4号1119頁等(甲15)も、自己株式が資産ではないことを理由として、その取得価額を零円とすべき旨を判示している。そのため、自己株式の取得における所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とするのが相当である。

(エ) また、前記(ア)で述べたように、仮に自己株式の取得が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益がその相手方であった株主から他の株式を有する株主に対して移転することになるが、本件における原告父は、本件取引1の後においてもなお原告会社の株式5万3368株を有しており、それが原告会社の自己株式を除く発行済株式の総数に占める割合は約65.886%であったことが認められるから、本件取引1によって移転した利益のうち当該割合に対応する部分は、原告父の下に戻ってくることになる。そして、被告の主張する評価方法を前提とすると、本件取引1の時における価額は1株当たり1万7577円、本件取引1の後における価額は1株当たり1万8627円であって、本件取引1の前後で1株当たり1050円の増加益があったことになるから、当該株式5万3368株についてみると、その増加益の合計額は5603万6400円になる。そのため、仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があり、被告の主張する評価方法を前提とすると、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否かを判断するに当たっては、この合計5603万6400円相当の利益も考慮すべきであるし、この金額を考慮すると、

実際の対価の額（750万円）との合計額は6353万6400円であり、被告の主張する同項所定の「その時における価額」（8788万5000円）の2分の1を上回ることになるから、同号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」には該当しない。

(オ) 以上で述べたところによれば、この点に関する被告の主張は理由がないから、それを前提とする本件各更正処分（原告父分）については、いずれも違法なものと認められる。

(2) 争点②（本件取引2及び3によって享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等）について

ア 被告の主張

(ア) a 本件取引2及び3の対価の額がその時における価額を下回るものであった場合には、原告長男は、原告会社から、その差額に相当する経済的な利益を享受していたことになるところ、この経済的な利益は、原告長男が原告会社の取締役としての地位に基づく労務の対価として享受したものであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる。そのため、当該場合には、原告長男については、それに係る給与所得に対する課税がされることになり、原告会社については、それに係る源泉徴収義務を負うことになる。

b ところで、基本通達36-36の規定等を踏まえると、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的である。

c (a) 本件取引2についてみると、原告長男は、本件取引2によって原告会社の株式5000株を取得したものであるし、原告長男並びにその直系血族である原告父及び訴外母の有する議決権の合計数も、原告会社の議決権総数の50%超であったことなどが認められる。そのため、原告長男は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の(2)に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引2の時における価額を算定すると、別紙14の表のとおり、1株当たり1万9127円になるから、この金額と実際の対価の額（1株当たり1500円）との差額（1株当たり1万7627円）をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めるのが相当である。

(b) また、本件取引3についてみると、原告長男は、本件取引3によって原告会社の株式1万1460株を取得したものであるし、原告長男並びにその直系血族である原告父及び訴外母の有する議決権の合計数も、原告会社の議決権総数の50%超であったことなどが認められる。そのため、原告長男は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の(2)に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当す

るものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引3の時ににおける価額を算定すると、別紙15の表のとおり、1株当たり1万8985円になるから、この金額と実際の対価の額（1株当たり1500円）との差額（1株当たり1万7485円）をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めるのが相当である。

d 以上で述べたところによれば、原告長男は、本件取引2及び3によって前記c(a)及び(b)の差額に相当する経済的な利益を享受したものであるし、この経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる。

(イ) これに対し、原告長男及び原告会社は、本件取引2及び3については、原告会社が自己株式を処分したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告長男の間では、何らの利益も移転していないし、仮に本件取引2及び3が廉価でされたとしても、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということとはできない旨などを主張している。

しかしながら、そもそも、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるから、ある発行会社にとって資本等取引であったとしても、その相手方である個人の所得税等には関係がないものといえる。そして、本件取引2及び3が廉価でされた場合には、原告長男は、その時ににおける価額と実際の対価の額との差額に相当する経済的な利益を享受したことになるし、この経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められることは、上記(ア)で述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

(ウ) また、原告長男及び原告会社は、仮に自己株式の処分である本件取引2及び3が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告長男に対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法9条1項16号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまる旨なども主張している。

しかしながら、ある発行会社が廉価で自己株式を処分した場合であっても、その相手方である個人が何らかの給付と引換えにそれを取得していたときには、当該個人に対して贈与税を課することはできないから、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

(エ) さらに、原告長男及び原告会社は、本件取引2及び3については、廉価でされたものであるとの認識がなかったこと、次期経営者候補である原告長男の成長を促すことなどの目的でされたものであったことなどを踏まえると、原告長男の労務の対価として支給されたものでないことは明らかであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、所得税法36条1項所定の「収入」が生じたか否か、本件でいえば、原告長男が本件取引2及び3によって経済的な利益を享受したか否かについては、客観

的に判断すべきものであるし、また、本件取引2及び3が次期経営者候補である原告長男の成長を促す目的でされたものであったことなどの原告長男及び原告会社の主張する事情は、むしろ原告会社の取締役としての地位に基づくものであったことを示しているから、それをもって、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することを否定することはできない。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

(オ) 加えて、原告長男及び原告会社は、基本通達36-36については、基本通達23-35共-9及び評価通達第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定したものとどまるから、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することは許されない旨なども主張している。

しかしながら、基本通達36-36は、基本通達59-6と同様に、所得税法36条1項所定の「収入すべき金額」について規定したものであり、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的であるし、このように同様の取扱いをすることは、納税者間の公平にも資するものといえる。

また、評価通達178から189-7までに定める例によって取引相場のない株式の価額を算定する場合には、株主の事業経営への影響力に応じて評価方法が区分されており、当該影響力の乏しい少数株主については、単に配当を期待するものとどまることから、いわゆる配当還元方式によって評価することとされている。そして、このように少数株主の期待の実質等に着眼して当該株式の価額を算定すべきことは、基本通達59-6の規定が適用される場面においても、基本通達36-36の規定が適用される場面においても、等しく妥当することから、上記のように同様の取扱いをするのが相当といえる。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

イ 原告長男及び原告会社の主張

(ア) 平成17年法律第86号による会社法の制定等に伴って、自己株式が純資産の部の控除項目として区分されたことを受け、自己株式の処分については、資産の譲渡ではなく、いわゆる資本等取引として整理されることになった。そして、本件取引2及び3は、原告会社が自己株式を処分したもので、ここでいう資本等取引として整理されるものであるところ、このような自己株式の処分においては、対価の額の多寡にかかわらず、発行会社と株主との間で、何らの利益も移転することはない。

このことは、次の事例からも明らかである。すなわち、例えば、ある発行会社の自己株式を除く発行済株式の総数が1000株で、株主Aが当該株式800株、株主Bが当該株式200株を有する状況において、当該発行会社の貸借対照表上、資産の部には1万円、負債の部には零円、純資産の部には1万円が計上されており、当該株式の価額の合計額が当該発行会社の純資産価額と同額で、その単価が1株当たり10円であるとした場合に、当該発行会社が株主Bに対して100円（1株当たり1円）で自己株式である当該株式100株を処分したという事例を想定する。この場合、①株主Bから支払を受けた100円に相当する金額が資産の部及び純資産の部に加えられるため、当該発行会社の純資産価額は1万0100円になり、また、自己株式を除く当該株式の総数は1

100株になる。そして、②株主Bは、もともと合計2000円相当の当該株式200株を有していたところ、当該処分後は、当該発行会社に100円を支払う代わりに、当該株式100株を取得し、合計約2755円相当の当該株式300株を有することになるから、結果として、約655円相当の利益を享受することになる。他方で、③株主Aは、もともと合計8000円相当の当該株式800株を有していたところ、当該処分後は、合計約7345円相当の当該株式800株を有することになるから、結果として、約655円相当の不利益を被ることになる。このように、自己株式の処分においては、それが廉価でされた場合であっても、その相手方であった株主と他の株式を有する株主との間で、利益が移転するだけであり、株主と発行会社との間では、何らの利益も移転することはない。

そうすると、自己株式の取得である本件取引2及び3がされたとしても、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告長男との間では、何らの利益も移転していないことになるから、それをもって、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということはできないと解すべきである。

(イ) また、上記(ア)で述べたように、仮に自己株式の処分である本件取引2及び3が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告長男に対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法9条1項16号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまるものと解される(なお、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同38年12月24日第三小法廷判決・裁判集民事70号513頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同22年7月16日第二小法廷判決・裁判集民事234号263頁、東京高裁平成●●年(〇〇)第●●号同13年3月15日判決・判時1752号19頁等参照)。

(ウ) さらに、次に述べるところによれば、本件取引2及び3に至る経緯等をみても、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはないといえる。

a 原告長男は、原告会社への入社以降、総務経理部門及び工事部門での経験を経て、本件取引1及び2の当時には、原告会社の取締役兼営業次長として営業部門をけん引するなどし、次期経営者候補にふさわしい人材に成長していたが、原告父は、取引先等からもそれにふさわしい人材と認識してもらえるように、更なる成長を促したいと考えていた。そして、その当時、原告会社の取締役の中で原告長男のみが原告会社の株式を有していなかったこともあり、原告父は、自らの有する当該株式を原告長男に譲渡することを考えていたところ、この点について相談した本件税理士1から、原告会社が1株当たり1500円で当該株式を取得した上で、原告長男に対して同額で当該株式を処分するように指導された。これを踏まえ、原告父は、上記の目的に合致し、かつ、資金調達をすることが可能な範囲内で株式数を検討した上で、本件取引1及び2をすることとしたものである。このように、原告父は、次期経営者候補である原告長男の更なる成長を促す目的で、自らの有する当該株式を原告長男に対して直接譲渡する予定であったが、本件税理士1の指導を踏まえ、原告会社による自己株式の取得及び処分という形式で本件取引1及び2をすることとしたものにとどまるから、原告会社が原告長男の労務の対価として支給したものでないことは明らかである。

- b 原告父は、訴外元取締役が家庭の事情により原告会社の取締役を辞任することになったため、長年の功労に報いる趣旨で、訴外元取締役の有する原告会社の株式1万1460株を現金化する訴外取引をすることとした。この結果、原告会社が取得した当該株式1万1460株をどうするかが問題になり、原告父は、従業員持株制度を採用することも考えていたが、この点について相談した本件税理士1から、当該株式の散逸等の弊害があり得ることを指摘されたため、これを断念した上で、特定の個人に対して当該株式1万1460株を処分することとした。そして、資金調達をすることが可能で、かつ、当該株式を取得する動機があり得るのが原告父の子である原告長男しかいなかったことから、本件取引3をすることとしたものである。このように、原告長男を相手方とする本件取引3がされたのは、資金調達をすることが可能で、かつ、当該株式を取得する動機があり得るのが原告父の子である原告長男しかいなかったためであり、消去法によって決定したものにとどまるから、原告会社が原告長男の労務の対価として支給したものでないことは明らかである。
- c また、原告らは、本件税理士1の指導によって決定された対価の額（1株当たり1500円）が、適正な価額であると認識しており、本件取引2及び3が廉価でされたものであるとは認識していなかったから、仮に本件取引2及び3が廉価でされたものであり、その時における価額とその対価の額との差額に相当する経済的な利益があったとしても、それが原告長男の労務の対価として支給されたものであるとは考え難いし、手続的にみても、原告長男の労務の内容に見合う対価の額が決定された上でその支給のための決議等がされたなどとする事情は存在しない。
- d 以上で述べたところによれば、仮に本件取引2及び3が廉価でされたものであり、その時における価額と実際の対価の額との差額に相当する経済的な利益があったとしても、原告長男の労務の対価であったとは考え難いから、それが所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはないというべきである。
- (エ) 加えて、本件各更正処分（原告長男分）及び本件各納税告知処分（原告会社分）は、本件取引2及び3が基本通達36-15の（1）所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当し、また、その対象とされた原告会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することをその前提としているが、次に述べるところによれば、いずれにも該当することはないというべきである。
- a 基本通達36-15は、所得税法36条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」には、次に掲げるような利益が含まれるとした上で、基本通達36-15の（1）において、「物品その他の資産の譲渡」を無償又は低い対価で受けた場合におけるその資産のその時における価額又はその価額とその対価の額との差額に相当する利益を掲げている。しかしながら、前記（ア）で述べたように、自己株式は、純資産の部の控除項目として区別されるものであり、発行会社の「資産」とされるべきものではないし、その自己株式の処分も、「資産の譲渡」とされるべきものではない。なお、自己株式については、「新株と金庫株の相対的な差異が縮小された会社法の制定を契機として」、税法上「資産として取り扱わない」こととされており、有価証券の範囲からも除外されたことを受けて、「自己株式の譲渡対価の規定及び有価証券の購入による取得の場合の取得価額から自己株式の取得に係るみなし配当相当額を

控除する旨の規定」も削除されている（甲8〔248頁、283頁〕参照）。そのため、自己株式の処分である本件取引2及び3が基本通達36-15の（1）所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当することはない。

b 基本通達36-36は、「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」については、その支給時の価額により評価する旨を規定している。しかしながら、前記（ア）で述べたように、自己株式は、純資産の部の控除項目として区分されるものであり、発行会社の資産とされるべきものではないし、その自己株式の処分も、その実質は出資の受入れであり、発行会社の役員等に対する「支給」とされるべきものではない。また、基本通達36-36所定の「有価証券」は、基本通達36-36所定の「使用者」が会計上の「有価証券」として計上している資産をいうものであるから、これに自己株式が含まれることはない。そのため、本件取引2及び3の対象とされた原告会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することはない。

（オ）被告の主張する評価方法は、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するというものであるが、基本通達36-36は、基本通達23～35共-9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定したものとどまる。それにもかかわらず、被告の主張によれば、これに加えて、「この場合、基本通達23～35共-9の（4）ニ所定の「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、基本通達59-6の（1）から（4）までによることを条件に、評価通達178から189-7までの例により算定した価額とする。」との規定も設けられているものと読み替えることになるが、文理上、一般の納税者がそのような読替えをしてこれに従った申告等をするのは困難であるし、納税者の信頼、予見可能性等の観点からも、そのような読替えは許されないものと解される。なお、被告は、そのような読替えをすることが納税者間の公平にも資する旨などを主張しているが、その根拠が不明であるし、そのような漠然とした主張をすること自体、この点に関する被告の主張に根拠がないことを如実に示している。

また、被告の主張する評価方法によれば、評価通達188の（1）所定の「同族株主」に該当するか否かによって、所得税法28条1項所定の「給与等」の金額が変化するという不当な事態を招くことになる。

そのため、被告の主張する評価方法によって算定された本件取引2及び3の時のにおける価額には、合理的な根拠がないものと認められる。

（カ）以上で述べたところによれば、この点に関する被告の主張は理由がないから、それを前提とする本件各更正処分（原告長男分）及び本件各納税告知処分（原告会社分）については、いずれも違法なものと認められる。

（3）争点③（本件取引1から3までに係る意思表示が錯誤無効であるか否か等）について

ア 原告らの主張

（ア）仮に本件取引1から3までの時における価額が被告の主張する金額（本件取引1の時における価額は1株当たり1万7577円、本件取引2の時における価額は1株当たり1万9127円、本件取引3の時における価額は1株当たり1万8985円）であった

としても、次に述べるところによれば、本件取引1から3までに係る意思表示は錯誤無効であるといえる上、これにより生じた経済的成果もその無効に基因して失われたことになるから、本件各更正処分（原告父分）、本件各更正処分（原告長男分）及び本件各納税告知処分（原告会社分）については、いずれも違法なものと認められる。

a 本件取引1から3までの対価の額（1株当たり1500円）は、本件税理士1からの前記（2）イ（ウ）aの指導によって決定されたものであるところ、この本件税理士1は、本件税務署長等を歴任していた高名な税理士で、長年にわたり原告会社の顧問税理士として経営全般に関する指導、助言等をしてきたものであったことから、原告父及び原告長男は、全幅の信頼を置いており、この対価の額について疑問を差し挟む余地はなかったし、税負担の可能性、株主間の公平、事務負担等も踏まえた上で算定された適正な価額であると認識していた。なお、本件税理士1は、当該指導において、原告父に対し、その結論を伝えただけであり、その意図、根拠等の説明はしなかった。

また、原告らは、前記2（1）カの税務代理を本件税理士2に委任していたところ、その本件税理士2からも、本件取引1から3までの対価の額（1株当たり1500円）の妥当性等について、何らの指摘もされておらず、この認識が改められることはなかった。なお、被告が提出した本件税理士2に係る調査報告書（乙11）には、本件税理士2が原告父に対して「少なくとも15,000円にはなる。」と説明した旨が記載されているが、原告父がそのような説明を受けたことはないし、その記載内容は虚偽のものというほかない。

加えて、原告会社の株式については、従前はその額面と同額（1株当たり500円）で取引しており、その点につき税務指導等を受けたこともなかったため、原告父及び原告長男としては、本件取引1から3までの対価の額（1株当たり1500円）をむしろ「高い」と感じていたし、これが廉価なものとして認定されるとは考えてもいなかった。

なお、被告の主張する本件個別注記表には、確かに、平成21年3月期から平成25年3月期までにおける「1株当たりの純資産額」がそれぞれ前記2（2）オ（ア）から（オ）までの金額であったことが記載されているが、原告会社の資産の大半は販売用土地等の事業用資産であり、余剰資産はほとんどなかったし、原告父及び原告長男も、そのような経営上無意味な金額を意識したことはない。

したがって、原告父及び原告長男が本件取引1から3までの時における価額について錯誤に陥っていたことは明らかである。

b また、争点①及び②に関する被告の主張を前提にすると、原告らに多額の税負担が生ずることになるが、原告父及び原告長男は、本件取引1から3までをするに当たって、本件税理士1及び2のいずれからも、この点に関する指摘を受けておらず、そのような税負担が生ずるおそれがあるとは認識していなかった。

したがって、原告父及び原告長男が本件取引1から3までに係る税負担について錯誤に陥っていたことも明らかである。

c 本件取引1から3までをするに当たっては、1株当たり1500円が適正な価額であり、被告の主張するような多額の税負担が生じないことが当然の前提とされていた

し、税務の専門家である本件税理士1の関与の下でされた経緯等も踏まえると、それらは、いずれも黙示的に表示されて本件取引1から3までに係る意思表示の内容になっていたというべきである。そのため、前記a及びbの価額及び税負担についての錯誤をもって、法律行為の要素に錯誤があったと認めるのが相当であるし、仮にこの錯誤がなかったとすれば、本件取引1から3までをすることはなかったから、本件取引1から3までに係る意思表示は錯誤無効であるといえる。

(イ) これに対し、被告は、本件取引1から3までについて法律行為の要素に錯誤があったとはいえないし、仮にこれがあったとしても、原告父及び原告長男には重大な過失があった旨などを主張している。

しかしながら、本件取引1から3までについて法律行為の要素に錯誤があったと認められることは、上記(ア)で述べたとおりである。

また、本件取引1から3までの対価の額(1株当たり1500円)は、本件税理士1からの前記(2)イ(ウ)aの指導によって決定されたものであるところ、この本件税理士1が、本件税務署長等を歴任していた高名な税理士で、長年にわたり原告会社の顧問税理士として経営全般に関する指導、助言等をしてきたものであったことは、前記(ア)aで述べたとおりである。また、本件では、本件税理士1とは別の税理士である本件税理士2も関与していたところ、その本件税理士2からも、本件取引1から3までにおける原告会社の株式の価額(1株当たり1500円)の妥当性等について、何らの指摘もされなかったことは、前記(ア)aで述べたとおりである。このような事情を踏まえると、原告父及び原告長男に重大な過失があったなどということはできないし、反対に、税務の専門家が二人も関与しているにもかかわらず、重大な過失があったとすると、一般の納税者に無理を強いる結果になる。

したがって、この点に関する被告の主張は理由がない。

(ウ) また、被告は、仮に本件取引1から3までに係る意思表示が錯誤無効であるとしても、これにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われた事実は認められないから、それをもって、本件各更正処分(原告父分)、本件各更正処分(原告長男分)及び本件各納税告知処分(原告会社分)が違法なものということとはできない旨なども主張している。

しかしながら、本件取引1から3までにより生じた経済的成果があったとしても、それは、本件取引1から3までに係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことになるというべきである。

なお、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同30年9月25日第三小法廷判決・民集72巻4号317頁は、上告人が、その理事長に対する債務免除をしたところ、所轄税務署長が、これに係る経済的利益は当該理事長に対する賞与に該当するとして、源泉所得税の納税告知処分等をしたことから、上告人が、これらの取消しを求めたという事案において、「上告人は、本件債務免除が錯誤により無効である旨の主張をするものの、前記2(5)の納税告知処分が行われた時点までに、本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をしておらず、したがって、上告人の主張をもってしては、本件各部分が違法であるということとはできない。」と判示している。債務免除が無効である場合には、当該債務免除により生じた経済的成果は初

めから存在していなかったことになるはずであるし、この判例の「本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をして」いないとの判示は、文字どおり、その主張が欠けていることを指摘するものと解すべきである（なお、弁論主義第1テーゼ参照）。そして、原告らは、令和元年11月1日付けの原告第3準備書面において、本件取引1から3までにより生じた経済的成果があったとしても、それは、本件取引1から3までに係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことになる旨を主張しているから、この点が問題になることはない。

また、原告らは、本件調査の時に、本件取引1から3までに係る合意解約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしていたが、本件調査担当職員から、複数回にわたって、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかならない」、「そういうことをすると、別途課税対象になり、税額が倍になる」などと脅しを受けたために、その合意解約をすることができなかったという事情があり、しかも、そのうちの少なくとも1回は、原告ら側において、原告父、原告長男、本件税理士1及び2などが出席し、本件税務署長側において、本件調査担当職員である二人の上席国税調査官が出席するという公式な場でされたものであったことが認められる。そのため、それにもかかわらず、被告が本件においてこの点に関する主張をすることは、信義誠実の原則に反して許されないというべきである。

したがって、この点に関する被告の主張は理由がない。

イ 被告の主張

(ア) 本件個別注記表には、平成21年3月期から平成25年3月期までにおける「1株当たりの純資産額」がそれぞれ前記2(2)オ(ア)から(オ)までの金額であったことが記載されていたところ、この本件個別注記表は、原告父及び原告長男も出席する取締役会の承認を受けた上で、定時株主総会に提出され、その承認も受けることが必要とされる計算書類であるから、原告父及び原告長男が本件取引1から3までの時における価額と実際の対価の額との間に大差があることを認識していなかったとは考え難いし、その他に、原告父及び原告長男が原告会社の株式の価額を正しく認識することができなかったとする事情も見当たらない。

また、原告らの主張する錯誤は、いわゆる動機の錯誤であるところ、原告父及び原告長男が、本件取引1から3までに際し、その単価が1株当たり1500円である理由等を確認したこともない旨を供述していることなどを踏まえると、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となっていたとは考え難いから、それをもって、法律行為の要素に錯誤があったということとはできない。

そのため、本件取引1から3までに係る意思表示が錯誤無効であるとは認められない。

(イ) 仮に本件取引1から3までについて法律行為の要素に錯誤があったとしても、原告らの主張によれば、原告父及び原告長男は、本件税理士1の助言について何らの確認等もせず、これを軽信したものというほかないし、原告会社の代表取締役又は取締役でありながら、取締役会の承認を受けた上で、定時株主総会に提出され、その承認も受けることが必要とされる計算書類である本件個別注記表の内容も認識していなかったというのであるから、原告父及び原告長男に重大な過失があったことは明らかである。そのた

め、原告らが本件において錯誤無効を主張することはできないというべきである。

(ウ) a また、仮に本件取引1から3までに係る意思表示が錯誤無効であるとしても、これにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われた事実は認められないから、それをもって、本件各更正処分（原告父分）、本件各更正処分（原告長男分）及び本件各納税告知処分（原告会社分）が違法なものということとはできない。

なお、原告らの指摘する前掲最高裁平成30年9月25日第三小法廷判決は、源泉所得税の納税告知処分等の取消しを求める事案において、納税義務の原因となる行為が無効である旨を主張するためには、当該納税告知処分等の時までには、その無効に基因して当該行為により生じた経済的成果が失われ、かつ、納税者がその旨を主張していることが必要であるという判断を示したものと解すべきであるし、この理は、更正処分等の取消しを求める事案においても妥当するものといえる。

b これに対し、原告らは、本件調査の時に、本件取引1から3までに係る合意解約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしたが、本件調査担当職員から、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかない」などと脅しを受けたために、その合意解約をすることができなかったという事情があるから、この点に関する被告の主張は信義誠実の原則に反して許されない旨などを主張している。

しかしながら、本件調査担当職員による説明は、原状回復の方法として本件取引1から3までの反対売買をすることを念頭に置いて、当該反対売買について課税要件を満たすときには、それに係る課税がされるという当然のことを説明したものととどまるから、その説明には何らの誤りもない。また、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、信義誠実の原則の適用は慎重でなければならず、納税者間の公平等の要請を犠牲にしてもなおその信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情がある場合に、初めてその適用の是非が検討されるものととどまるし、当該特別の事情があるか否かを判断するに当たっては、少なくとも、税務官庁が信頼の対象となる公的見解を表示し、納税者が当該表示を信頼して行動したにもかかわらず、その後当該表示に反する課税処分が行われたために、納税者が経済的な不利益を被ったものであるか否かという点や、納税者が当該表示を信頼して行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないか否かという点を考慮すべきものと解されるが、本件で問題にされている本件調査担当職員は、税務署長等の一定の責任を負うべき立場にある者ではないから、その本件調査担当職員による指導をもって、ここでいう税務官庁による公的見解の表示があったということとはできない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の2の前提事実に加え、証拠（原告父本人、原告長男本人、甲16、17、乙7、8、31）又は弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められることができる。

(1) ア 原告長男は、原告会社への入社以降、総務経理部門及び工事部門での経験を経て、本件取引1及び2の当時には、原告会社の取締役兼営業次長として営業部門をけん引する

などし、次期経営者候補として成長していたが、その当時、原告会社の取締役の中で、原告長男のみが原告会社の株式を有していなかった。そこで、原告父は、自らの有する当該株式を原告長男に持たせることで、経営意欲を向上させて原告長男の更なる成長を促そうと考えた。

イ 原告父から上記アの点について相談を受けた本件税理士1は、原告父と原告長男との間に原告会社を介すれば、資本等取引として整理されることになるから、原告父及び原告長男においても、みなし配当の金額に対する課税以外の課税関係は生じないものと考えた。

ウ 原告父は、本件税理士1から、原告会社が1株当たり1500円でその株式を取得した上で、原告長男に対して同額で当該株式を処分するように指導されたことから、当該指導に従って、本件取引1及び2をすることとし、原告長男も、それに従うこととした。

なお、この1株当たり1500円という金額は、本件税理士1が単に原告会社の株式の額面（1株当たり500円）に3を乗じて計算したものであった。

(2) ア 原告父は、訴外元取締役が家庭の事情により原告会社の取締役を辞任することになったため、長年の功労に報いる趣旨で、訴外元取締役の有する原告会社の株式1万1460株を現金化する訴外取引をすることとした。

イ 原告父は、従業員の労働意欲の向上を図るべく、原告会社が訴外取引により取得した原告会社の株式1万1460株を用いて、従業員持株制度を採用することを考えていたが、この点について相談した本件税理士1から、当該株式の散逸等の弊害があり得ることを指摘されたため、これを断念した上で、それを取得する動機を有し、その相手方としても適している原告長男に対して本件取引3をすることとし、原告長男も、それに従うこととした。

(3) 令和元年7月1日に收受された原告会社の平成31年3月期の法人税の確定申告書には、その期末における原告会社の株主ごとの株式数が記載されていたところ、いずれも別紙3の表の「H25.3期末（本件取引3後）」欄の株式数と同数であった。

2 争点①（本件取引1が所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か等）について

(1) ア 所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨を規定しているところ、この譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁等参照）。すなわち、譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下で生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に、当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税することができなくなる事態を防止するため、譲渡所得等に係る総収入金額の計算に関する特例として、その計算については、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される（最

高裁平成●●年（〇〇）第●●号令和2年3月24日第三小法廷判決・裁判集民事263号63頁参照）。

イ また、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合には、同項の規定により、「その時における価額」に相当する金額により譲渡があったものとみなされることになるところ、ここでいう「その時における価額」とは、資産の譲渡の時における当該資産の客観的交換価値、すなわち、当該資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいうものと解される。

そして、所得税法施行令169条は、所得税法59条1項2号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における「価額」の2分の1に満たない金額とする旨を規定しているところ、ここでいう「価額」の意義も、上記と同様に解するのが相当である。

ウ 原告会社の株式が取引相場のない株式に該当するものであることは、当事者間で争いがなく、当該株式の客観的交換価値については、必ずしも一義的に確定することができるものではない。そこで、課税実務上、当該株式の価額については、基本通達59-6の規定において統一的な取扱いが設けられており、原則として、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することとされている。このような取扱いは、これによる評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものである限り、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の削減等の観点からみても、合理的であるし、これを全ての納税者に適用することは、実質的な税負担の公平を実現し、租税平等主義の原則にもかなうものといえる。そのため、その評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであるときには、その評価方法によって算定された価額については、その評価方法によっては当該株式の客観的交換価値を適切に算定することができない特別な事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

エ（ア）そこで、まず、評価通達178から189-7までの規定についてみると、これらの規定は、相続税等の課税の場面における取引相場のない株式の価額の評価方法について規定したものであり、評価会社（当該株式の発行会社）が大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、原則的な評価方法を類似業種比準方式、併用方式又は純資産価額方式のいずれかに区分し、それによって評価するとしつつ、一定の少数株主が取得した当該株式については、例外的な評価方法である配当還元方式によって評価する旨を規定している。

このように、大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて原則的な評価方法を区分しているのは、取引相場のない株式といっても、上場会社に匹敵するような規模の評価会社に係るものから個人企業と変わらないような規模の評価会社に係るものまで千差万別であり、その規模に応じて取引の実態等が異なることを考慮したためであるし、特に小会社に該当する評価会社に係るものについては、会社財産に対する持分的な性格が強いことを踏まえて、それに適した純資産価額方式

によって評価することを原則としつつ、純資産価額と類似業種比準価額とを同程度に考慮した併用方式によることで収益性を反映させることもできるとされている。これに対し、一定の少数株主が取得した当該株式について例外的な評価方法である配当還元方式によるとしているのは、議決権割合が低い一定の少数株主においては、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、その取得した当該株式については、例外的な評価方法である配当還元方式によるのが相当と考えられたためであるし、その他に、具体的な内容等をみても、一般的な合理性に欠けるところがあるとする事情は見当たらない。

(イ) ところで、評価通達は、相続税等の課税の場面を前提としたものであるところ、この相続税等は、相続等により財産を取得した者に対し、その取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、その課税の場面における取引相場のない株式の価額については、当該株式を取得した者の評価会社への支配力に着目して評価すべきものとされている。

これに対し、本件で問題になる譲渡所得に対する課税は、前記アで述べたように、所有者である譲渡人の下で生じている増加益に対して課税する趣旨のものであるから、その課税の場面においては、譲受人ではなく、当該譲渡人の評価会社への支配力に着目して評価すべきものと解される。そのため、その課税の場面においては、相続税等の課税の場面を前提とする評価通達の規定をそのまま用いることはできず、その差異等に応じた取扱いが必要になる。このような観点から、基本通達59-6は、取引相場のない株式の価額につき、基本通達59-6所定の一定の条件、すなわち、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するか否かは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定する旨などの条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する旨を規定したものと解されるし、その他の具体的な内容等をみても、一般的な合理性に欠けるところがあるとする事情は見当たらない。

(ウ) 以上で述べたところによれば、基本通達59-6の規定による評価方法(取引相場のない株式の価額につき、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するという評価方法)は、当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものと認められるから、その評価方法によって算定された価額については、前記ウの特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」と認めることができるものと解される。

オ 本件取引1についてみると、前記第2の2(1)イ並びに(2)イ及びカの前提事実によれば、本件取引1の直前において、原告父及びその配偶者である訴外母の有する議決権の合計数は、原告会社の議決権総数の50%超であったことが認められる。そのため、原告父は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の(2)の規定により、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと

認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1の時ににおける価額を算定すると、別紙13の表のとおり、1株当たり1万7577円になるところ、本件全証拠を精査しても、前記ウの特別の事情があるとする事情は見当たらないから、この金額をもって、所得税法59条1項所定の「その時ににおける価額」と認めるのが相当である。

カ そして、前記第2の2(3)アの前提事実のとおり、本件取引1は、上記オの金額(1株当たり1万7577円)の2分の1に満たない金額(1株当たり1500円)により原告会社の株式5000株を譲渡したものであり、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件各更正処分(原告父分)が違法なものということとはできない。

(2) これに対し、原告父は、本件取引1については、原告会社が自己株式を取得したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告父と原告会社との間では、何らの利益も移転していないし、それをもって、原告父が原告会社に対して資産の譲渡をしたとは認められない旨などを主張している。

しかしながら、前記(1)アで述べたように、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、ここでいう所得税法33条1項所定の「資産」は、譲渡性を有する財産権で譲渡所得の基因となり得るものを広く含む概念であり、同項所定の「譲渡」も、その資産を移転させる一切の行為をいうものと解されるから、本件取引1がこれに該当することは明らかである。また、原告父の主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、保有期間中の増加益を観念することができ、当該株式が自らの支配を離れて他に移転することにも変わりはないため、上記の趣旨が妥当するものと解される。その上、上記の趣旨からも明らかなように、譲渡所得に対する課税は、譲渡人と譲受人との間で移転した利益を捉えて課税する趣旨のものではないから、この点に関する原告父の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。

(3) また、原告父は、仮に自己株式の取得である本件取引1が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が原告父から他の株式を有する株主に対して移転することになるが、この経済的な利益は、後に当該他の株式が譲渡されたときに課税の対象とされる増加益の中に含まれることになるから、当該場合に所得税法59条1項の規定を適用しないとしても、課税の潜脱を防止しようとした同項の規定の趣旨に反することにはならないし、当該場合にまで同項の規定を適用することは、同一の所得に対する二重課税という不当な事態を招く結果となり、憲法29条の規定に反して許されないというべきである旨なども主張している。

しかしながら、前記(1)アで述べたように、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、この趣旨が妥当することは、上記(2)で述べたとおりである。また、原告父の主張するところの他の株式に生じた経済的な利益は、本件取引

1の対象とされた原告会社の株式5000株とは別個の資産である当該他の株式において反射的に生じたものととどまるから、全くの同一の所得に対して二重課税をすることにはならないものと解されるし、少なくとも本件の事実関係の下においては、所得税法59条1項の規定を適用したとしても、それをもって、直ちに違法とすることはできないというべきである。

なお、租税特別措置法は、所得税法等に対する特別法として位置付けられるものであるから、その規定するところ以外については、所得税法等の規定を適用することになるところ、本件で問題になる租税特別措置法37条の10第3項の規定等をみても、同項の規定を適用する場合において所得税法59条1項の規定の適用を排除するという趣旨の規定等は見当たらない。

したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。

- (4) さらに、原告父は、仮に自己株式の取得である本件取引1について所得税法59条1項及び租税特別措置法37条の10第3項の規定が適用される余地があるとしても、自己株式の取得の場合には、基本通達59-6の規定による取扱いの例外に該当することになるし、所得税法59条1項所定の「その時における価額」は零円とすべきである旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達59-6の規定による取扱いは、飽くまでも「原則」として設けられたものであるが、これは、「純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して決定された価額（時価）により取引されたと認められる場合など、この取扱いを形式的に当てはめて判定することが相当でない場合もあること」を踏まえたものととどまる（乙22〔685頁〕参照）。また、本件取引1の対価の額（1株当たり1500円）については、前記1（1）ウの認定事実のとおり、単に原告会社の株式の額面（1株当たり500円）を基にして合理的な根拠なく算定されたものであるから、それをもって、この取扱いの例外に該当するということはできないし、自己株式の取得の場合と通常の売買等の場合とで、譲渡人の下で生じていた増加益に差異があるとも考え難い。

したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。

- (5) 加えて、原告父は、本件取引1の後においてもなお原告会社の株式5万3368株を有しており、それが原告会社の自己株式を除く発行済株式の総数に占める割合は約65.886%であったところ、本件取引1によって移転した利益のうち当該割合に対応する部分は、原告父の下に戻ってくることになるから、所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否かを判断するに当たっては、この利益も考慮すべきである旨なども主張している。

しかしながら、原告父の主張するところの原告父の下に戻ってきた利益は、本件取引1の対象とされた原告会社の株式5000株とは別個の資産である他の株式において反射的に生じたものととどまるし、それをもって、直ちに本件取引1の対価としての性質を有するものということとはできない。

したがって、この点に関する原告父の主張は理由がない。

- (6) その他にも、原告父は、るる主張しているが、以上で述べた当裁判所の判断に反するものであるか、あるいは、当該判断に直接関わらず、これを左右しないものであるから、いずれも採用の限りではなく、その主張する点をもって、本件各更正処分（原告父分）が違法なも

のということはいくつかできない。

3 争点②（本件取引2及び3によって享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するか否か等）について

- (1) ア 所得税法36条2項は、同条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」とする旨を規定しているところ、ここでいう「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」とは、その取得又は享受の時における当該物又は権利その他経済的な利益の客観的交換価値をいうものと解される。そして、この点につき、基本通達36-36は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額により評価するとした上で、この場合における支給時の価額は、基本通達23-35共-9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定している。

そこで、基本通達23-35共-9の規定についてみると、基本通達23-35共-9の(4)は、基本通達23-35共-9の(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合には、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる価額とするとした上で、基本通達23-35共-9の(4)ニにおいて、基本通達23-35共-9の(4)イからハまでに該当しないものは（なお、本件では、本件全証拠を精査しても、基本通達23-35共-9の(4)イからハまでに該当する適正な売買実例等があるとする事情は見当たらない。）、「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とする旨を規定しているが、このような抽象的な評価方法のみによっては、原告会社の株式のような取引相場のない株式の価額を一義的に確定することは困難である。

ところで、評価通達178から189-7までは、相続税等の課税の場面における取引相場のない株式の価額の評価方法について規定しているところ、この評価方法が当該株式の客観的交換価値を算定する評価方法として一般的な合理性を有するものであることは、前記2(1)エ(ア)で述べたとおりであるし、課税実務上も、そのように一般的な合理性を有するものとして定着している。そのため、所得税及び法人税の課税の場面においても、これと著しく異なる評価方法によって当該株式の価額を算定することは、大きな混乱を招くことになるから、基本通達59-6等の規定が設けられ、それぞれの課税の場面と相続税等の課税の場面との差異等に応じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するという取扱いがされている。このような観点からすれば、基本通達36-36の規定の適用が問題になる場面においても、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によるべきとすることにも合理性があるし、その評価方法によって算定された価額をもって、基本通達23-35共-9の(4)ニ所定の「その株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に該当するものと取り扱うのが相当である。

なお、基本通達59-6の規定の適用が問題になる本件取引1の場面では、発行会社（原告会社）の株式を譲渡した譲渡人（原告父）に対する課税が問題になるのに対し、基本通達36-36の規定の適用が問題になる本件取引2及び3の場面では、当該株式

を取得した譲受人（原告長男）に対する課税が問題になることから、後者の場面では、前者の場面で問題になる評価通達188の規定の読替え（評価通達188の規定における「取得した株式」などの文言を「有する株式」などの文言に読み替えること）をする必要はないものと解される。

イ そして、前記2（1）ウで述べたところも踏まえると、上記アで述べた評価方法（取引相場のない株式の価額につき、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する評価方法）によって算定された価額については、前記2（1）ウの特別の事情がある場合でない限り、当該株式の客観的交換価値を超えるものではないと推認するのが相当であるし、その金額が実際の対価の額を上回る場合には、その差額をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めることができるものと解される。

ウ（ア）本件取引2についてみると、前記第2の2（1）イ及びウ、（2）イ及びカ並びに（3）ア及びイの前提事実によれば、原告長男は、本件取引2によって原告会社の株式5000株を取得したものであるし、本件取引2の時ににおいて、原告長男並びにその直系血族である原告父及び訴外母の有する議決権の合計数は、原告会社の議決権総数の50%超であったことが認められる。そのため、原告長男は、評価通達188の（1）所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の（2）所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の（2）に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引2の時ににおける価額を算定すると、別紙14の表のとおり、1株当たり1万9127円になるところ、本件全証拠を精査しても、前記2（1）ウの特別の事情があるとする事情は見当たらないから、この金額と実際の対価の額（1株当たり1500円）との差額（1株当たり1万7627円）をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価額」と認めるのが相当である。

（イ）また、本件取引3についてみると、前記第2の2（1）イ及びウ、（2）イ及びカ並びに（3）アからエまでの前提事実によれば、原告長男は、本件取引3によって原告会社の株式1万1460株を新たに取得したものであるし、本件取引3の時ににおいて、原告長男並びにその直系血族である原告父及び訴外母の有する議決権の合計数は、原告会社の議決権総数の50%超であったことが認められる。そのため、原告長男は、評価通達188の（1）所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の（2）所定の「中心的な同族株主」にも該当することになるから、原告会社は、基本通達59-6の（2）に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引3の時ににおける価額を算定すると、別紙15の表のとおり、1株当たり1万8985円になるところ、本件全証拠を精査しても、前記2（1）ウの特別の事情があるとする事情は見当たらないから、この金額と実際の対価の額（1株当たり1500円）との差額（1株当たり1万7485円）をもって、所得税法33条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他の経済的利益の価

額」と認めるのが相当である。

エ そして、前記1（1）及び（2）の本件取引2及び3に至る経緯等に鑑みると、本件取引2及び3については、原告長男が原告会社の取締役としての地位に基づいて原告会社からその株式を取得したものと認められるから、それにより原告長男が享受した前記ウ（ア）及び（イ）の差額に相当する経済的な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを覆すに足りる事情は見当たらない。そのため、この経済的な利益については、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められる（なお、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1749頁は、「勤労者が勤労者たる地位にもとづいて使用者から受けた給付は、すべて（中略）給与所得を構成する収入と解すべ」きである旨を判示している。）。

オ 以上で述べたところによれば、原告長男は、本件取引2及び3によって前記ウ（ア）及び（イ）の差額に相当する経済的な利益を享受したものであるし、この経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められるから、同項の規定を適用したことをもって、本件各更正処分（原告長男分）及び本件各納税告知処分（原告会社分）が違法なものということとはできない。

（2）これに対し、原告長男及び原告会社は、本件取引2及び3については、原告会社が自己株式を処分したもので、いわゆる資本等取引として整理されるものであるから、対価の額の多寡にかかわらず、原告会社と原告長男の間では、何らの利益も移転していないし、仮に本件取引2及び3が廉価でされたとしても、原告会社から所得税法28条1項所定の「給与等」の支払を受けたということとはできない旨などを主張している。

しかしながら、原告長男及び原告会社の主張する資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を処分した場合であっても、それが廉価でされたものであるときには、その相手方である個人に経済的な利益が生ずることは明らかである。また、本件において、原告長男が享受した前記（1）ウ（ア）及び（イ）の差額に相当する経済的な利益は、原告会社が実際の対価の額を上回る客観的交換価値を有する原告会社の株式を処分し、原告長男に交付したことで生じたものであるから、原告会社が支給したものと評価することができる上、この経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものと認められることは、前記（1）エで述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

（3）また、原告長男及び原告会社は、仮に自己株式の処分である本件取引2及び3が廉価でされた場合には、これによる経済的な利益が他の株式を有する株主から原告長男に対して移転することになるが、この経済的な利益は、所得税法9条1項16号所定の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当することから、これを所得税の課税の対象とすることはできないし、贈与税の課税の対象とすることが検討されるにとどまる旨なども主張している。

しかしながら、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は、この経済的な利益が贈与税の課税の対象とされることを前提とするものと解されるが、ある発行会社が廉価で自己株式を処分した場合であっても、その相手方である個人が何らかの給付と引換えにそれを取得していたときには、当該個人に対して贈与税を課することはできないものと解される。そし

て、本件取引2及び3により享受した経済的な利益につき、原告長男が原告会社の取締役としての地位に基づく労務の対価として享受したものであることは、前記(1)エで述べたとおりであるから、これに対して贈与税を課することはできないし、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は、その前提を欠くものといえる。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

- (4) さらに、原告長男及び原告会社は、本件取引2及び3に至る経緯等に鑑みると、原告長男の労務の対価として支給されたものでないことは明らかであるから、所得税法28条1項所定の「給与等」に該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、前記(1)で述べたところによれば、客観的にみて、原告長男が本件取引2及び3によって前記(1)ウ(ア)及び(イ)の差額に相当する経済的な利益を享受したことは明らかである。そして、前記第2の2(3)イ及びエの前提事実並びに前記1(1)及び(2)の認定事実によれば、本件取引2については、原告長男が、原告会社の取締役兼営業次長として営業部門をけん引するなどし、次期経営者候補として成長していたものの、原告会社の取締役の中で、原告長男のみが原告会社の株式を有していなかったことから、原告会社の代表取締役である原告父が、当該株式を原告長男に持たせることで、経営意欲を向上させて原告長男の更なる成長を促そうと考え、本件税理士1に相談した上で、それを行うこととしたものであるし、また、本件取引3についても、原告会社の代表取締役である原告父が、従業員の労働意欲の向上を図るべく、原告会社が訴外取引により取得した原告会社の株式1万1460株を用いて、従業員持株制度を採用することを考えていたところ、この点について相談した本件税理士1から、当該株式の散逸等の弊害があり得ることを指摘されたため、これを断念した上で、それを取得する動機を有し、その相手方としても適している原告長男に対してそれを行うこととしたことが認められる。このような経緯等に鑑みると、本件取引2及び3については、いずれも原告長男が原告会社の取締役としての地位にあってその職務を遂行していたからこそ、それがされたものであり、原告長男は、その地位に基づいて原告会社から当該株式を取得したものと認められるから、それにより享受した前記(1)ウ(ア)及び(イ)の差額に相当する経済的な利益についても、その地位に基づく労務の対価として支給されたものと解するのが相当であるし、その他に原告長男及び原告会社の主張する事情をもって、当裁判所の判断が左右されることはない。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

- (5) 加えて、原告長男及び原告会社は、本件各更正処分(原告長男分)及び本件各納税告知処分(原告会社分)は、本件取引2及び3が基本通達36-15の(1)所定の「物品その他の資産の譲渡」に該当し、また、その対象とされた原告会社の株式が基本通達36-36所定の「使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券」に該当することをその前提としているが、いずれにも該当することはない旨なども主張している。

しかしながら、資本等取引の概念は、法人税法上のものにとどまるし、ある発行会社が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である個人からみれば、ここでいう「物品その他の資産の譲渡」等に該当するものであることに変わりはない。また、原告らが提出した証拠(甲8)には、自己株式を「資産として取り扱わない」とした旨などが記載されているものの、当該証拠は、法人税法の改正に関する部分の抜粋であるから、これが所得税法等の他の税法一般において直ちに妥当するものとは解されない。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

- (6) 原告長男及び原告会社は、基本通達36-36については、基本通達23~35共-9及び評価通達第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定したものにとどまるし、一般の納税者には困難な読替えを前提として、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定することは許されない旨なども主張している。

この点につき、確かに、基本通達36-36は、基本通達23~35共-9及び評価通達の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定するのみで、明文をもって、一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する旨を規定していない。しかしながら、この基本通達は、法規命令ではなく、文理解釈の原則がそのまま妥当するものではないし、取引相場のない株式の価額につき、その準用する基本通達23~35共-9の(4)ニ所定の「その株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」の解釈又は当てはめをするに当たって、問題状況が類似する基本通達59-6等の規定を参照することに問題があるとは解されないから、その主張する点をもって、当裁判所の判断が左右されることはない。

なお、基本通達59-6は、明文をもって、一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定する旨を規定しているのに対し、基本通達36-36は、明文をもって、その旨を規定しておらず、分かりにくいところがあることは否定し難く、場合によっては、信義誠実の原則に反するか否かが問題になり得るものの、本件では、基本通達36-36の規定の誤解等をしていたとする事情も見当たらず、この点が問題になることはないと解される。

したがって、この点に関する原告長男及び原告会社の主張は理由がない。

- (7) その他にも、原告長男及び原告会社は、るる主張しているが、以上で述べた当裁判所の判断に反するものであるか、あるいは、当該判断に直接関わらず、これを左右しないものであるから、いずれも採用の限りではなく、その主張する点をもって、本件各更正処分（原告長男分）及び本件各納税告知処分（原告会社分）が違法なものということはできない。

4 争点③（本件取引1から3までに係る意思表示が錯誤無効であるか否か等）について

- (1) 原告らは、仮に本件取引1から3までの時における原告会社の株式の価額が被告の主張する金額であったとしても、本件取引1から3までに係る意思表示は錯誤無効であり、これにより生じた経済的成果もその無効に基因して失われたことになるから、本件各更正処分（原告父分）、本件各更正処分（原告長男分）及び本件各納税告知処分（原告会社分）については、いずれも違法なものとして認められる旨などを主張しており、原告父及び原告長男も、本件の当事者尋問において、これに沿って、価額及び税負担についての錯誤があった旨などを供述している。

しかしながら、前記第2の2(2)オの前提事実のとおり、本件個別注記表には、平成21年3月期から平成25年3月期までにおける「1株当たりの純資産額」がそれぞれ前記第2の2(2)オ(ア)から(オ)までの金額であったことが記載されていたところ、この本件個別注記表は、原告父及び原告長男も出席する取締役会の承認を受けた上で、定時株主総会に提出され、その承認も受けることが必要とされる計算書類であったことが認められる。そして、前記第2の2(1)イ及びウの前提事実並びに前記1(1)アの認定事実のとおり、

原告父は、原告会社の設立以降、長年にわたって原告会社の代表取締役を務めていたものであり、原告長男も、原告会社への入社以降、総務経理部門及び工事部門での経験を経て、本件取引1及び2の当時には、原告会社の取締役兼営業次長として営業部門をけん引するなどしていたものであることが認められるから、その原告父及び原告長男が原告会社の株式の価額について1株当たり1500円にとどまるものと認識していたとは、にわかには信じ難いところである。また、前記1(1)イ及びウの認定事実によれば、本件税理士1は、税負担を圧縮することなどを意図していたものと推認するのが合理的であるところ、その本件税理士1がその点を一切説明することなく、単に原告会社が1株当たり1500円で当該株式を取得した上で、原告長男に対して同額で当該株式を処分することのみを指導し、原告父及び原告長男もその点に関する質問を一切しなかったとすることにも、疑問を差し挟む余地があるというべきである。そのため、この点に関する原告父及び原告長男の供述を採用することまではできないし、その他に、本件全証拠を精査しても、原告らの主張するような価額及び税負担についての錯誤があったことを裏付けるに足りる事情は見当たらない。

また、所得税などのように、課税の対象が私法上の行為それ自体ではなく、私法上の行為により生じた経済的成果である場合には、その原因となる私法上の行為が無効であったとしても、現にその経済的成果がその無効に起因して失われない限り、それに係る課税をすることは妨げられないものと解されるどころ、前記1(3)の認定事実によれば、本件各更正処分(原告父分)、本件各更正処分(原告長男分)及び本件各納税告知処分(原告会社分)の後に收受された原告会社の平成31年3月期の法人税の確定申告書には、本件取引1から3までを前提とする株主ごとの株式数が記載されていたことが認められる上、その他に、本件全証拠を精査しても、原告らが本件取引1から3までに係る意思表示の錯誤無効に基因してその対象とされた原告会社の株式の返還等をしたとする事情は見当たらない。そのため、仮に本件取引1から3までに係る意思表示が錯誤無効であるとしても、それにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われたとは認められないから、それをもって、本件各更正処分(原告父分)、本件各更正処分(原告長男分)及び本件各納税告知処分(原告会社分)が違法なものということとはできない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

(2) また、原告らは、本件取引1から3までにより生じた経済的成果があったとしても、それは、本件取引1から3までに係る意思表示の錯誤無効に基因して、何らの行為も要することなく、初めから存在していなかったことになるといえるべきである旨なども主張している。

しかしながら、争点①及び②に対する当裁判所の判断を前提とすると、本件取引1から3までによって、原告父には、本件取引1において支払われた対価の額とその対象とされた原告会社の株式に対応する資本金等の額との差額につき、みなし配当に係る配当所得が生ずるとともに、本件取引1の時における価額とその対価の額との差額等につき、譲渡所得が生ずることになり、原告長男には、本件取引2及び3の時における価額とその対価の額との差額につき、給与所得が生ずることになる。このうち、争点①で問題になった譲渡所得に対する課税については、前記2(1)アで述べたように、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであるところ、仮に本件取引1に係る意思表示が錯誤無効であったとしても、それだけでは、その対象とされた当該株式につき増加益が生じていた

ことや自らの支配を離れて他に移転したのを機会としてそれを清算すべきであったことに変わりはないから、少なくともその対象とされた当該株式の返還等がされなければ、それにより生じた経済的成果が失われたということはできないものと解される。また、争点②で問題になった給与所得に対する課税についても、原告長男が本件取引2及び3において廉価で当該株式を取得したことにより、その時における価額とその対価の額との差額に相当する経済的な利益を享受したことを捉えたものであるから、少なくともその対象とされた当該株式の返還等がされなければ、それにより生じた経済的成果が失われたということはできないものと解される。そして、本件全証拠を精査しても、原告らが本件取引1から3までに係る意思表示の錯誤無効に基因してその対象とされた当該株式の返還等をしたとする事情が見当たらないことは、上記(1)で述べたとおりである。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

- (3) その他にも、原告らは、本件調査の時に、本件取引1から3までに係る合意解約をした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還する旨などの提案をしたが、本件調査担当職員から、「新たな課税要件、課税事実が発生する取引にしかない」などと脅しを受けたために、その合意解約を実行することができなかったという事情があるから、この点に関する被告の主張は信義誠実の原則に反して許されない旨なども主張している。

しかしながら、原告らの主張するところの合意解約は、基本的には、本件取引1から3までに係る意思表示が有効であることを前提とするものであるから、それをした上で、その対象とされた原告会社の株式をそれぞれの譲渡人に返還するなどしても、直ちには本件取引1から3までにより生じた経済的成果がその無効に基因して失われたことにはならないし、新たな行為について課税要件を満たすときに、それに係る課税がされることは当然のことである。そのため、それだけをもって、本件調査担当職員による説明に誤りがあったということはできないし、その他に、本件全証拠を精査しても、この点に関する被告の主張が信義誠実の原則に反するものであることを基礎付けるに足りる事情は見当たらない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

- 5 本件各更正処分等（原告父分）、本件各更正処分等（原告長男分）及び本件各納税告知処分等（原告会社分）の適法性

争点①から③までに対する当裁判所の判断は、以上で述べたとおりであるし、前記第2の3の本件各更正処分等（原告父分）、本件各更正処分等（原告長男分）及び本件各納税告知処分等（原告会社分）の適法性に関する被告の主張のうちその他の部分については、原告らも争っておらず、これを不相当とする理由は見当たらない。そのため、本件各更正処分等（原告父分）、本件各更正処分等（原告長男分）及び本件各納税告知処分等（原告会社分）については、いずれも適法なものと認められる。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部
裁判長裁判官 市原 義孝
裁判官 小西 圭一

裁判官 和田 崇寛

主な関係法令等の規定

1 民法の規定

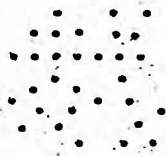
民法 95 条（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの。以下同じ。）は、
意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とするとして、同
条ただし書において、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその
無効を主張することができない旨を規定している（以下、同条の規定による無効
を「錯誤無効」という。）。

2 所得税法等の規定

(1) 所得税法 9 条 1 項（平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下同
じ。）は、次に掲げる所得については、所得税を課さないとして、同項 1
6 号において、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法
の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる
ものを含む。）を掲げている。

なお、相続税法 9 条は、同法 5 条から 8 条まで及び第 1 章第 3 節に規定する
場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受
けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、
当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があ
った場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与
（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみな
す旨を規定している。

(2) 所得税法 25 条 1 項（平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。以下同
じ。）は、法人の株主等が当該法人の次の各号に掲げる事由により金銭その他
の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額
の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付
の基となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、



この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、同法24条1項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすとした上で、同法25条1項4号において、当該法人の自己の株式又は出資の取得を掲げている（以下、同項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額を「みなし配当の金額」という。）。

(3) 所得税法28条1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう旨を規定している。

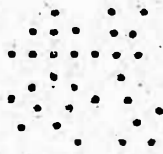
(4) 所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨を規定している。

(5)ア 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨を規定している。

イ 所得税法36条2項は、同条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨を規定している。

(6) 所得税法59条1項は、次の各号に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなすとした上で、同項2号において、著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）を掲げている。

そして、これによる委任を受けた所得税法施行令169条は、所得税法59



条1項2号所定の「政令で定める額」について、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする旨を規定している。

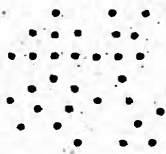
- 5 (7) 所得税法183条1項は、居住者に対し国内において同法28条1項所定の「給与等」(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定している。

3 租税特別措置法等の規定

- 10 (1) 租税特別措置法37条の10第1項は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成16年1月1日以後に株式等の譲渡をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条2項の規定に該当する譲渡所得を除く。以下、同法37条の10第3項及び4項において「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法22条及び89条並びに165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政
15 令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する旨を規定している。

20 なお、平成20年法律第23号附則43条2項は、同項所定の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」(以下「上場分株式等譲渡所得等の金額」という。)に対し課する所得税の額は、租税特別措置法37条の10第1項の規定にかかわらず、上場分株式等課税譲渡所得等の金額の100分の7に相当する額とする旨を規定している。

- 25 (2) 租税特別措置法37条の10第3項(平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額(所得税法25条1項の規定に該当する部分の

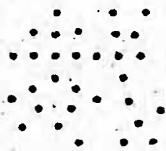


金額を除く。) その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用するとした上で、租税特別措置法37条の10第3項4号において、法人の株主等がその法人の自己の株式又は出資の取得により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を掲げている。

4 「所得税基本通達」(昭和45年7月1日付け直審(所)30ほかの国税庁長官通達。ただし、乙22参照。以下「基本通達」という。)の規定

(1) 基本通達23～35共-9(平成26年6月27日付け課個2-9ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、所得税法施行令84条(平成28年政令第145号による改正前のもの。以下同じ。)本文所定の株式の価額について規定しているところ、基本通達23～35共-9の(4)は、基本通達23～35共-9の(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合には、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる価額とするとした上で、①基本通達23～35共-9の(4)イにおいて、売買実例のあるものは、最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額とする旨を規定し、②基本通達23～35共-9の(4)ロにおいて、公開途上にある株式で当該株式の上場又は登録に際して株式の公募等が行われるものは、一定の方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額とする旨を規定し、③基本通達23～35共-9の(4)ハにおいて、売買実例のないものでその株式等の発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式等の価額があるものは、当該価額に比準して推定した価額とする旨を規定し、④基本通達23～35共-9の(4)ニにおいて、基本通達23～35共-9の(4)イからハまでに該当しないものは、権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額とする旨を規定している。

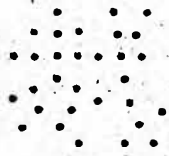
(2) 基本通達36-15は、所得税法36条1項所定の「金銭以外の物又は権利



その他経済的な利益」には、次に掲げるような利益が含まれるとした上で、基本通達36-15の(1)において、物品その他の資産の譲渡を無償又は低い対価で受けた場合におけるその資産のその時における価額又はその価額とその対価の額との差額に相当する利益を掲げている。

5 (3) 基本通達36-36(平成28年6月28日付け課法10-5ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額により評価するとした上で、この場合における支給時の価額は、基本通達23~35共-9及び「財産評価基本通達」(昭和39年4月25日付け直資5.6ほかの国税庁長官通達。ただし、乙24参照。以下「評価通達」という。なお、この評価通達の規定により評価した価額のことを「相続税評価額」という。)の第8章第2節の取扱いに準じて評価する旨を規定している。

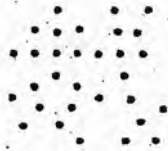
10 (4) 基本通達59-6(平成26年7月3日付け課資3-8ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。)は、所得税法59条1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式である場合の同項所定の「その時における価額」とは、基本通達23~35共-9に準じて算定した価額による旨を規定している。また、基本通達59-6は、この場合、基本通達23~35共-9の(4)ニ所定の「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、評価
15 通達178から189-7までの例により算定した価額とするとした上で、①基本通達59-6の(1)において、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するか否かは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定する旨を規定し、②基本通達59-6の(2)において、当該株式の価額につき評価通達179の例により算定する場合(評価通達189-3
20 の(1)において評価通達179に準じて算定する場合を含む。)において、株式
25 を譲渡又は贈与した個人が当該株主の発行会社にとって評価通達188の(2)所



定の「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に評価通達178所定の「小会社」に該当するものとしてその例による旨を規定し、③基本通達59-6の(3)において、当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、評価通達185の本文所定の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時ににおける価額による旨を規定し、④基本通達59-6の(4)において、評価通達185の本文所定の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、評価通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しない旨を規定している。

- 5 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（平成14年6月24日付け課資3-1ほかの国税庁長官通達。ただし、乙23参照。以下「租税特別措置法通達」という。）の規定

租税特別措置法通達37の10-27（平成27年7月7日付け課資3-4ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、法人がその株主等から租税特別措置法37条の10第3項4号の規定に該当する自己の株式又は出資の取得を行う場合において、その株主等が個人であるときには、同項の規定により、当該株主等が交付を受ける金銭等（みなし配当の金額を除く。）は株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるが、この場合における所得税法59条1項2号の規定の適用については、次によるとした上で、①租税特別措置法通達37の10-27の(1)において、同号の規定に該当するか否かの判定については、法人が当該自己の株式又は出資を取得した時における当該自己の株式又は出資の価額（以下この項において「当該自己株式等の時価」という。なお、この当該自己株式等の時価については、基本通達59-6の規定により算定するものとする。）に対し、当該株主等に交付された金銭等の額が、同号所定の「著しく低い価額の対価」であるか否かにより判定する旨を規定し、②租税特別措置法通達3



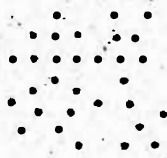
7の10-27の(2)において、同号の規定に該当する場合の株式等に係る譲渡所得等の収入金額とされる金額については、当該自己株式等の時価に相当する金額から、みなし配当の金額に相当する金額を控除した金額による旨を規定している。

6 評価通達の規定

- 5 (1) 評価通達178（平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社（以下「評価会社」という。）が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ評価通達179の規定によって評価するとした上で、評価通達178のただし書において、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、
10 それぞれ評価通達188又は189の規定によって評価する旨を規定している。

規模区分	区分の内容	総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が100人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業 20億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	80億円以上
		小売・サービス業 10億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	20億円以上
		卸売業、小売・サービス業以外 10億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれかに該当する会社(大会社に該当する場合を除く。)	卸売業 7000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	2億円以上80億円未満
		小売・サービス業 4000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	6000万円以上20億円未満
		卸売業、小売・サービス業以外 5000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	8000万円以上20億円未満
小会社	従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業 7000万円未満又は従業員数が5人以下	2億円未満
		小売・サービス業 4000万円未満又は従業員数が5人以下	6000万円未満
		卸売業、小売・サービス業以外 5000万円未満又は従業員数が5人以下	8000万円未満

- (2) 評価通達179（平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、評価通達178の規定により区分された大会社、中会社又は小会社の株式の価額は、それぞれ次によるとした上



で、評価通達179の(1)から(3)までにおいて、次の規定を設けている。

ア 評価通達179の(1)は、大会社の株式の価額は、類似業種比準価額によって評価するとした上で、評価通達179の(1)ただし書において、納税義務者の選択により、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価することができる旨を規定している。

イ(ア) 評価通達179の(2)は、中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価するとした上で、評価通達179の(2)ただし書において、納税義務者の選択により、当該算式中の類似業種比準価額を1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価することができる旨を規定している。

(算式)

$$\text{類似業種比準価額} \times L + \text{1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)} \times (1 - L)$$

(イ) また、評価通達179の(2)は、上記(ア)の算式中の「L」は、評価会社の総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数又は直前期末以前1年間における取引金額に応じて、それぞれ次に定める割合のうちいずれか大きい方の割合とする旨を規定している。

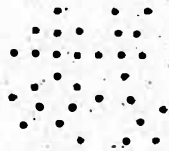
a 総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
14億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	7億円以上(従業員数が50人以下の会社を除く。)	0.90
7億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	4億円以上(従業員数が30人以下の会社を除く。)	0.75
7000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	4000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	5000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く。)	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。

b 直前期末以前1年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
50億円以上80億円未満	12億円以上20億円未満	14億円以上20億円未満	0.90
25億円以上50億円未満	6億円以上12億円未満	7億円以上14億円未満	0.75



2億円以上25億円未満	6000万円以上6億円未満	8000万円以上7億円未満	0.60
-------------	---------------	---------------	------

ウ 評価通達179の(3)は、小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価するとした上で、評価通達179の(3)ただし書において、納税義務者の選択により、Lを「0.50」として前記イ(ア)の算式によって評価することができる旨を規定している。

5 (3)ア 評価通達180（平成29年4月27日付け課評2-12ほかの国税庁長官通達による改正前のもの。以下同じ。）は、評価通達179所定の「類似業種比準価額」は、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）を基とし、次の算式によって計算した金額とするとした上で、この場合において、評価会社の直前
10 期末における資本金等の額を直前期末における発行済株式数（自己株式を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数。以下同じ。）で除した金額（以下「1株当たりの資本金等の額」という。）が50円以外の金額であるときは、その計算した金額に、1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて計算した金額とする旨を規定している。

15 (算式)

$$A \times \left(\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊿}}{C} \times 3 + \frac{\text{㊾}}{D} \right) \times 0.7$$

イ また、評価通達180の(1)は、上記アの算式中の「A」、「㊸」、「㊿」、「㊾」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による旨を規定している。

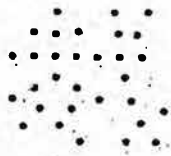
(ア) 前記アの算式中の「A」は、類似業種の株価をいう。

(イ) 前記アの算式中の「㊸」は、評価会社の1株当たりの配当金額をいう。

20 (ウ) 前記アの算式中の「㊿」は、評価会社の1株当たりの利益金額をいう。

(エ) 前記アの算式中の「㊾」は、評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）をいう。

(オ) 前記アの算式中の「B」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの配当金額をいう。



(カ) 前記アの算式中の「C」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額をいう。

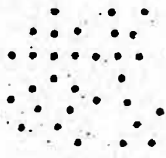
(キ) 前記アの算式中の「D」は、課税時期に属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）をいう。

5 ウ そして、評価通達180の(2)は、前記アの算式中の「0.7」は、評価通達178所定の「中会社」の株式を評価する場合には「0.6」、評価通達178所定の「小会社」の株式を評価する場合には「0.5」とする旨を規定している。

10 (4) 評価通達181は、評価通達180所定の「類似業種」は、大分類、中分類及び小分類に区分して別に定める業種（以下「業種目」という。）のうち、評価会社の事業が該当する業種目とし、その業種目が小分類に区分されているものにあつては小分類による業種目、小分類に区分されていない中分類のものにあつては中分類による業種目とするとして、評価通達181のただし書において、納税義務者の選択により、類似業種が小分類による業種目にあつては
15 その業種目の属する中分類の業種目、類似業種が中分類による業種目にあつてはその業種目の属する大分類の業種目を、それぞれ類似業種とすることができる旨を規定している。

20 (5) 評価通達188は、評価通達178所定の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、評価通達188-2の規定によるとして、評価通達188の(1)から(4)までにおいて、次の規定を設けている。

25 ア 評価通達188の(1)は、同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(1)は、この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の一人及びその同族関係者（法人税法施行令4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。）の有する議決権の合計数がその会社



の議決権総数の30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう旨も規定している。

5

イ 評価通達188の(2)は、中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（課税時期において評価会社の役員である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。）の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(2)は、この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の一人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の2.5%である会社を含む。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の2.5%以上である場合におけるその株主をいう旨も規定している。

10

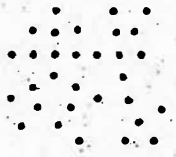
15

ウ 評価通達188の(3)は、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の1.5%未満である場合におけるその株主の取得した株式を掲げている。

20

エ 評価通達188の(4)は、中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の1.5%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（前記イの役員である者及び役員となる者を除く。）の取得した株式を掲げている。また、評価通達188の(4)は、この場合における

25



「中心的な株主」とは、課税時期において株主の一人及びその同族関係者の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう旨も規定している。

5

(6) 評価通達188-2は、評価通達188所定の株式の価額は、その株式に係る年配当金額を基として、次の算式により計算した金額によって評価するとした上で、評価通達188-2のただし書において、その金額がその株式を評価通達179の規定により評価するものとして計算した金額を超える場合には、評価通達179の規定により計算した金額によって評価する旨を規定している。

10

(算式)

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

【別紙4】

平成24年分更正処分等（原告父分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	裁 決
		法定申告期限内	平成28年12月16日	平成28年12月16日	平成29年3月13日	平成30年3月1日
総所得金額 (②+③+④+⑤)	①	54,596,814	54,574,570			
内 訳	不動産所得の金額	②	△ 27,586	△ 27,586		
	配当所得の金額	③	7,668,400	7,646,156		
	給与所得の金額	④	46,275,000	46,275,000		
	雑所得の金額	⑤	681,000	681,000		
	未公開分株式等譲渡所得等の金額	⑥	-	78,761,881		
上場分株式等譲渡所得等の金額	⑦	727,392	727,392			
所得控除の額の合計額 (⑨+⑩+⑪)	⑧	2,298,462	2,298,462			
内	社会保険料控除の金額	⑨	1,826,462	1,826,462		
	生命保険料控除の金額	⑩	92,000	92,000		
	基礎控除の金額	⑪	380,000	380,000		
課税総所得金額 (①-⑧)	⑫	52,298,000	52,276,000			
未公開分株式等課税譲渡所得等の金額 (⑥)	⑬	-	74,337,000			
上場分株式等課税譲渡所得等の金額 (⑦)	⑭	0	727,000		全部取消し	棄却
算出税額	⑫に対する税額	⑮	18,123,200	18,114,400		
	⑬に対する税額	⑯	-	11,150,550		
	⑭に対する税額	⑰	-	50,890		
	計	⑱	18,123,200	29,315,840		
配当控除	⑲	383,420	382,308			
差引所得税額 (⑱-⑲)	⑳	17,739,780	28,933,532			
源泉徴収税額	㉑	15,614,888	15,610,439			
申告納税額 (㉑-㉒)	㉒	2,124,800	13,323,000			
予定納税額	第1期	㉓	318,700	318,700		
	第2期	㉔	318,700	318,700		
第3期分の納付すべき税額 (㉒-㉓-㉔)	㉕	1,487,400	12,685,600			
翌年以後に繰り越される上場 株式等に係る譲渡損失の金額	㉖	3,696,662	0			
過少申告加算税の額	㉗			1,119,000		

(注) 1 「不動産所得の金額」欄(②欄)の「△」は損失を表している。

2 「未公開分株式等譲渡所得等の金額」欄(⑥欄)の金額は、租税特別措置法37条の10第1項所定の「株式等に係る譲渡所得等の金額」のうち、上場分株式等譲渡所得等の金額以外の金額である。

3 「課税総所得金額」欄(⑫欄)、「未公開分株式等課税譲渡所得等の金額」欄(⑬欄)及び「上場分株式等課税譲渡所得等の金額」欄(⑭欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

4 「申告納税額」欄(㉒欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

【別紙5】

平成25年分更正処分等（原告父分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	裁 決
		法定申告期限内	平成28年12月16日	平成28年12月16日	平成29年3月13日	平成30年3月1日
総所得金額 (②+③+④+⑤)	①	52,008,636	52,008,636			
内 訳	不動産所得の金額	②	468,022	468,022		
	配当所得の金額	③	2,668,400	2,668,400		
	給与所得の金額	④	48,050,000	48,050,000		
	雑所得の金額	⑤	822,214	822,214		
	上場分株式等譲渡所得等の金額	⑥	3,834,586	3,834,586		
所得控除の額の合計額 (⑧+⑨+⑩)	⑦	2,336,998	2,336,998			
内	社会保険料控除の金額	⑧	1,874,528	1,874,528		
	生命保険料控除の金額	⑨	82,470	82,470		
	基礎控除の金額	⑩	380,000	380,000		
課税総所得金額 (①-⑦)	⑪	49,671,000	49,671,000			
上場分株式等譲渡所得等の金額 (⑥)	⑫	137,000	3,834,000			
算 出 税	⑪に対する税額	⑬	17,072,400	17,072,400		
	⑫に対する税額	⑭	9,590	268,380		
	計	⑮	17,081,990	17,340,780		
配当控除	⑯	133,420	133,420			
差引所得税額 (⑮-⑯)	⑰	16,948,570	17,207,360			
復興特別所得税 (⑰×2.1%)	⑱	355,919	361,354			
源泉徴収税額	⑲	15,674,169	15,674,169			
申告納税額 (⑰+⑱-⑲)	⑳	1,630,300	1,894,500			
予定納税額	第1期	㉑	647,700	647,700		
	第2期	㉒	647,700	647,700		
第3期分の納付すべき税額 (㉑-㉒)	㉓	334,900	599,100			
過少申告加算税の額	㉔			26,000		

全部取消し

棄却

(注) 1 「課税総所得金額」欄(①欄)及び「上場分株式等課税譲渡所得等の金額」欄(⑫欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 「申告納税額」欄(㉑欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

【別紙6】

平成24年分更正処分等（原告長男分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	裁 決	
		法定申告期限内	平成28年12月16日	平成28年12月16日	平成29年3月13日	平成30年3月1日	
総所得金額 (② + ③)	①	17,010,637	85,505,637	()	全部取消し	棄却	
内 配当所得の金額	②	250,000	250,000				
内 給与所得の金額	③	16,760,637	85,255,637				
所得控除の額の合計額 (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧)	④	2,098,690	2,098,690				
内 社会保険料控除の金額	⑤	1,288,690	1,288,690				
内 生命保険料控除の金額	⑥	50,000	50,000				
内 配偶者控除	⑦	380,000	380,000				
内 基礎控除の金額	⑧	380,000	380,000				
課税総所得金額 (① - ④)	⑨	14,911,000	83,406,000				
⑨ に対する 税額	⑩	3,384,630	30,566,400				
配当控除	⑪	12,500	12,500				
住宅借入金等特別控除	⑫	279,700	-				
差引所得税額 (⑩ - ⑪ - ⑫)	⑬	3,092,430	30,553,900				
源泉徴収税額	⑭	2,560,300	29,101,623				
申告納税額 (⑬ - ⑭)	⑮	532,100	1,452,200				
予定納税額	第1期	⑯	146,700				146,700
	第2期	⑰	146,700				146,700
第3期分の納付すべき税額 (⑮ - ⑯ - ⑰)	⑱	238,700	1,158,800				
過少申告加算税の額	⑲						92,000

(注) 1 「課税総所得金額」欄(④欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 「申告納税額」欄(⑮欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

【別紙7】

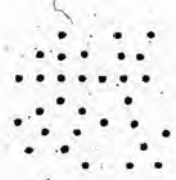
平成25年分更正処分等（原告長男分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	確定申告	更正処分	賦課決定処分	審査請求	裁 決
		法定申告期限内	平成28年12月16日	平成28年12月16日	平成29年3月13日	平成30年3月1日
総所得金額 (② + ③)	①	19,973,000	177,250,040			
内 配当所得の金額	②	823,000	823,000			
	③	19,150,000	176,427,040			
所得控除の額の合計額 (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧)	④	2,404,143	2,404,143			
内 賦 控 除 の 金 額	⑤	1,563,348	1,563,348			
	⑥	80,795	80,795			
	⑦	380,000	380,000			
	⑧	380,000	380,000			
課税総所得金額 (① - ④)	⑨	17,568,000	174,845,000			
⑨ に対する 税 額	⑩	4,261,440	67,142,000		全部取消し	棄却
配 当 控 除	⑪	41,150	41,150			
住宅借入金等特別控除	⑫	135,300	-			
差引所得税額 (⑩ - ⑪ - ⑫)	⑬	4,084,990	67,100,850			
復興特別所得税 (⑬ × 2.1%)	⑭	85,784	1,409,117			
源泉徴収税額	⑮	3,529,556	67,171,376			
申告納税額 (⑬ + ⑭ - ⑮)	⑯	641,200	1,338,500			
予定納税額	第 1 期	181,000	181,000			
	第 2 期	181,000	181,000			
第3期分の納付すべき税額 (⑯ - ⑰ - ⑱)	⑲	279,200	976,500			
過少申告加算税の額	⑳			69,000		

(注) 1 「課税総所得金額」欄(⑨欄)の金額は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 「申告納税額」欄(⑯欄)の金額は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

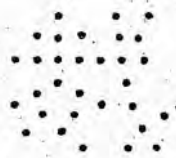


【別紙8】

平成24年3月分納税告知処分等（原告会社分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	納税告知処分	賦課決定処分	審査請求	裁 決
		平成28年12月16日	平成28年12月16日	平成29年3月13日	平成30年3月1日
納付すべき源泉所得税の額	①	26,541,323		全部取消し	棄却
不納付加算税の額	②		2,654,000		



【別紙9】

平成25年2月分納税告知処分等（原告会社分）に至る経緯等

(単位:円)

区分	順号	納税告知処分	賦課決定処分	審査請求	裁 決
		平成28年12月16日	平成28年12月16日	平成29年3月13日	平成30年3月1日
納付すべき源泉所得税等の額	①	63,641,820		全部取消し	棄却
不納付加算税の額	②		6,364,000		

本件各更正処分等（原告父分）の適法性（被告の主張）

1 本件各更正処分（原告父分）の適法性

(1) 被告の主張する原告父に係る平成24年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 5457万4570円

標記の金額は、後記（ア）から（エ）までの金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 マイナス2万7586円

(なお、所得の金額のマイナスは損失の金額であることを表している。以下同じ。)

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告父分）に記載された不動産所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 764万6156円

標記の金額は、後記 a 及び b の金額の合計額である。

a 原告会社の株式に係る配当の金額 266万8400円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告父分）の「所得の内訳書」と題する書面（以下「内訳書」という。）に記載された原告会社の株式に係る配当の金額と同額である。

b 本件取引1に係るみなし配当の金額 497万7756円

標記の金額は、本件取引1に係るみなし配当の金額であり、所得税法25条1項の規定により、本件取引1の譲渡価額750万円から、資本金等の額4338万2604円（後記（a）及び（b）の金額の合計額）を原告会社の発行済株式の総数8万6000株で除した上で本件取引1の対象とされた原告会社の株式5000株を乗じた金額である252万2244円（ただし、1円未満の端数を切り捨てた後のもの）を控除した金額である。

(a) 原告会社の資本金の額 4300万円

(b) 原告会社の資本準備金の額 38万2604円

(ウ) 給与所得の金額 4627万5000円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告父分）に記載された給与所得の金額と同額である。

(エ) 雑所得の金額 68万1000円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告父分）に記載された雑所得の金額と同額である。

イ 未公開分株式等譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、上場分株式等譲渡所得等の金額以外の金額のこと。以下同じ。） 7876万1881円

標記の金額は、本件取引1に係る未公開分株式等譲渡所得等の金額であり、後記（ア）の金額から後記（イ）及び（ウ）の金額をそれぞれ控除した金額である。

(ア) 本件取引1に係る収入金額 8290万7244円

所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当する場合には、その時における価額に相当する金額により資産の譲渡があった

ものとみなされることになるところ、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6の規定により、基本通達59-6所定の一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的である。そして、原告父は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当するものであったことから、原告会社は、基本通達59-6の(2)の規定により、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引1の時ににおける価額を算定すると、別紙13の表のとおり、1株当たり1万7577円になるから、1株当たり1500円で原告会社の株式5000株を譲渡した本件取引1は、同号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するものといえる。そのため、本件取引1は、当該株式5000株のその時ににおける価額に相当する金額である8788万5000円により資産の譲渡があったものとみなされることになるから、その金額から前記ア(イ) bの金額を控除した金額である8290万7244円が、本件取引1に係る収入金額になる。

(イ) 取得費の額 414万5363円

租税特別措置法通達37の10-14(平成27年7月7日付け課資3-4ほかの国税庁長官通達による改正前のもの)の規定の趣旨に鑑みると、株式等の譲渡による収入金額の100分の5に相当する金額をその取得費の額として計算することができるものと解される。標記の金額は、これを前提として、上記(ア)の金額に100分の5を乗じた金額(ただし、1円未満の端数を切り上げた後のもの)である。

(ウ) 譲渡に要した費用の額 零円

本件取引1については、譲渡に要した費用があるとは認められない。

ウ 上場分株式等譲渡所得等の金額 72万7392円

標記の金額は、平成24年分確定申告書(原告父分)に記載された上場分株式等譲渡所得等の金額と同額である。

エ 所得控除の額の合計額 229万8462円

標記の金額は、後記(ア)から(ウ)までの金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 182万6462円

標記の金額は、平成24年分確定申告書(原告父分)に記載された社会保険料控除の額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の額 9万2000円

標記の金額は、平成24年分確定申告書(原告父分)に記載された生命保険料控除の額と同額である。

(ウ) 基礎控除の額 38万円

標記の金額は、平成24年分確定申告書(原告父分)に記載された基礎控除の額と同額である。

オ 課税総所得金額 5227万6000円

標記の金額は、前記アの金額から上記エの金額を控除した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

カ 未公開分株式等課税譲渡所得等の金額 7433万7000円

標記の金額は、前記イの金額から平成24年分に繰り越されていた上場株式等譲渡損失繰越額442万4054円を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

キ 上場分株式等課税譲渡所得等の金額 72万7000円

標記の金額は、前記ウの金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

なお、上場株式等譲渡損失繰越額は、未公開分株式等譲渡所得等の金額から控除しても、なお控除しきれない損失の金額があるときには、上場分株式等譲渡所得等の金額から控除することになるが、上記カで述べたところによれば、原告父に係る平成24年分の所得税においては、なお控除しきれない損失の金額があるとは認められない。

ク 申告納税額 1332万3000円

標記の金額は、後記（ア）から（ウ）までの金額の合計額から後記（エ）及び（オ）の金額をそれぞれ控除した金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 1811万4400円

標記の金額は、前記オの金額に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。）所定の税率を乗じて計算した金額である。

（イ）非公開分株式等課税譲渡所得等の金額に対する税額 1115万0550円

標記の金額は、前記カの金額に租税特別措置法37条の10第1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

（ウ）上場分株式等課税譲渡所得等の金額に対する税額 5万0890円

標記の金額は、前記キの金額に平成20年法律第23号附則43条2項所定の税率を乗じて計算した金額である。

（エ）配当控除の額 38万2308円

標記の金額は、前記ア（イ）の金額に所得税法92条1項（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）3号イ所定の税率を乗じて計算した金額である。

（オ）源泉徴収税額 1561万0439円

標記の金額は、後記aからdまでの金額の合計額である。

a 前記ア（イ）aの配当に係る源泉徴収税額 53万3680円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告父分）の内訳書に記載された前記ア（イ）aの配当に係る源泉徴収税額と同額である。

b 前記ア（イ）bのみなし配当に係る源泉徴収税額 99万5551円

標記の金額は、前記ア（イ）bの金額に所得税法182条2号所定の税率を乗じて計算した金額である。

c 原告会社などからの給与等に係る源泉徴収税額 1403万0291円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告父分）の内訳書に記載された原告会社などからの給与等に係る源泉徴収税額と同額である。

d 前記ウの上場分株式等譲渡所得等の金額に係る源泉徴収税額 5万0917円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告父分）の内訳書に記載された前記ウの上場分株式等譲渡所得等の金額に係る源泉徴収税額と同額である。

ケ 第3期分の納付すべき税額 1268万5600円

標記の金額は、上記クの上記の金額から平成24年分確定申告書（原告父分）に記載された予定納税額63万7400円を控除した金額である。

(2) 被告の主張する原告父に係る平成24年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)ケの金額であり、また、前記(1)カで述べたところによれば、平成25年分に繰り越される上場株式等譲渡損失繰越額は、零円であるといえるところ、いずれも平成24年分更正処分（原告父分）における納付すべき税額及び平成25年分に繰り越される上場株式等譲渡損失繰越額と同額になるから、平成24年分更正処分（原告父分）については、適法なものと認められる。

(3) 被告の主張する原告父に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 5200万8636円

標記の金額は、後記(ア)から(エ)までの金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 46万8022円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された不動産所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 266万8400円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 4805万円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された給与所得の金額と同額である。

(エ) 雑所得の金額 82万2214円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された雑所得の金額と同額である。

イ 上場分株式等譲渡所得等の金額 383万4586円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された上場分株式等譲渡所得等の金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 233万6998円

標記の金額は、後記(ア)から(ウ)までの金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 187万4528円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された社会保険料控除の額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の額 8万2470円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された生命保険料控除の額と同額である。

(ウ) 基礎控除の額 38万円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された基礎控除の額と同額である。

エ 課税総所得金額 4967万1000円

標記の金額は、前記アの金額から上記ウの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）であり、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された課税総所得金額と同額である。

オ 上場分株式等課税譲渡所得等の金額 383万4000円

標記の金額は、前記イの金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

なお、平成25年分に繰り越された上場株式等譲渡損失繰越額が零円であることは、前記（2）で述べたとおりである。

カ 差引所得税額 1720万7360円

標記の金額は、後記（ア）及び（イ）の金額の合計額から後記（ウ）の金額を控除した金額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 1707万2400円

標記の金額は、前記エの金額に所得税法89条1項所定の税率を乗じて計算した金額であり、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された課税総所得金額に対する税額と同額である。

（イ）上場分株式等課税譲渡所得等の金額に対する税額 26万8380円

標記の金額は、前記オの金額に平成20年法律第23号附則43条2項所定の税率を乗じて計算した金額である。

（ウ）配当控除の額 13万3420円

標記の金額は、前記ア（イ）の金額に所得税法92条1項3号イ所定の税率を乗じて計算した金額であり、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された配当控除の額と同額である。

キ 申告納税額 189万4500円

標記の金額は、上記カ及び後記（ア）の金額の合計額から後記（イ）の金額を控除した金額（ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（ア）復興特別所得税の額 36万1354円

標記の金額は、前記カの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

（イ）源泉徴収税額 1567万4169円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された源泉徴収税額と同額である。

ク 第3期分の納付すべき税額 59万9100円

標記の金額は、上記キの金額から平成25年分確定申告書（原告父分）に記載された予定納税額129万5400円を控除した金額である。

（4）被告の主張する原告父に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額は、上記（3）クの本金額であるところ、これは平成25年分更正処分（原告父分）における納付すべき税額と同額になるから、平成25年分更正処分（原告父分）については、適法なものと認められる。

2 本件各賦課決定処分（原告父分）の適法性

(1) 前記1(2)及び(4)で述べたように、本件各更正処分(原告父分)は、いずれも適法なものであるところ、本件各更正処分(原告父分)により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分(原告父分)の前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

(2) 被告の主張する平成24年分更正処分(原告父分)に伴って原告父に課されるべき過少申告加算税の額は、後記アのとおりであり、また、被告の主張する平成25年分更正処分(原告父分)に伴って原告父に課されるべき過少申告加算税の額は、後記イのとおりである。

ア 平成24年分更正処分(原告父分)に伴って原告父に課されるべき過少申告加算税の額
111万9000円

標記の金額は、平成24年分更正処分(原告父分)に基づき新たに納付すべきこととなった税額1119万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に同法65条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)所定の税率を乗じて計算した金額である。

イ 平成25年分更正処分(原告父分)に伴って原告父に課されるべき過少申告加算税の額
2万6000円

標記の金額は、平成25年分更正処分(原告父分)に基づき新たに納付すべきこととなった税額26万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に同法65条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(3) 被告の主張する本件各更正処分(原告父分)に伴って原告父に課されるべき過少申告加算税の額は、前記(2)ア及びイの金額であり、いずれも本件各賦課決定処分(原告父分)における過少申告加算税の額と同額になるから、本件各賦課決定処分(原告父分)については、いずれも適法なものと認められる。

本件各更正処分等（原告長男分）の適法性（被告の主張）

1 本件各更正処分（原告長男分）の適法性

(1) 被告の主張する原告長男に係る平成24年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 1億0073万8887円

標記の金額は、後記（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

(ア) 配当所得の金額 25万円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告長男分）に記載された配当所得の金額と同額である。

(イ) 給与所得の金額 1億0048万8887円

標記の金額は、後記 a から c までの金額の合計額から後記 d の金額を控除した金額である。

a 原告会社からの給与等の金額（ただし、後記 b の金額を除く。）

1643万2250円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告長男分）に記載された原告会社からの給与等の金額と同額である。

b 本件取引2に係る給与等の金額 8813万5000円

所得税法36条2項は、同条1項所定の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨を規定しているところ、基本通達36-36の規定等を踏まえると、この場合においても、取引相場のない株式の価額については、基本通達59-6に準じた一定の条件を付した上で、評価通達178から189-7までに定める例によって算定するのが合理的である。そして、原告長男は、評価通達188の(1)所定の「同族株主」に該当するとともに、評価通達188の(2)所定の「中心的な同族株主」にも該当するものであったことから、原告会社は、基本通達59-6の(2)に準じ、評価通達178所定の「小会社」に該当するものと認められる。これを前提として、評価通達178から189-7までに定める例によって本件取引2の時における価額を算定すると、別紙14の表のとおり、1株当たり1万9127円になるから、原告長男が1株当たり1500円で原告会社の株式5000株を取得した本件取引2によって享受した経済的な利益の価額は、標記の金額になる。

c 原告会社以外の法人からの給与等の金額 300万円

標記の金額は、平成24年分確定申告書（原告長男分）に記載された原告会社以外の法人からの給与等の金額と同額である。

d 給与所得控除額 707万8363円

標記の金額は、前記 a から c までの金額の合計額について、所得税法28条3項（平成24年法律第16号による改正前のもの）の規定により計算した金額である。

イ 所得控除の額の合計額 209万8690円

標記の金額は、後記（ア）から（エ）までの金額の合計額である。

- (ア) 社会保険料控除の額 1 2 8 万 8 6 9 0 円
標記の金額は、平成 2 4 年分確定申告書（原告長男分）に記載された社会保険料控除の額と同額である。
- (イ) 生命保険料控除の額 5 万円
標記の金額は、平成 2 4 年分確定申告書（原告長男分）に記載された生命保険料控除の額と同額である。
- (ウ) 配偶者控除の額 3 8 万円
標記の金額は、平成 2 4 年分確定申告書（原告長男分）に記載された配偶者控除の額と同額である。
- (エ) 基礎控除の額 3 8 万円
標記の金額は、平成 2 4 年分確定申告書（原告長男分）に記載された基礎控除の額と同額である。
- ウ 課税総所得金額 9 8 6 4 万円
標記の金額は、前記アの金額から上記イの金額を控除した金額（ただし、国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- エ 差引所得税額 3 6 6 4 万 7 5 0 0 円
標記の金額は、後記（ア）の金額から後記（イ）及び（ウ）の金額をそれぞれ控除した金額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 3 6 6 6 万円
標記の金額は、前記ウの金額に所得税法 8 9 条 1 項所定の税率を乗じて計算した金額である。
- (イ) 配当控除の額 1 万 2 5 0 0 円
標記の金額は、前記ア（ア）の金額に所得税法 9 2 条 1 項 3 号イ所定の税率を乗じて計算した金額であり、平成 2 4 年分確定申告書（原告長男分）に記載された配当控除の額と同額である。
- (ウ) 住宅借入金等特別控除の額 零円
前記ウで述べたところによれば、平成 2 4 年分の合計所得金額が 3 0 0 0 万円を超えることは明らかであるから、租税特別措置法 4 1 条 1 項（平成 2 5 年法律第 5 号による改正前のもの。以下同じ。）の規定を適用することはできず、住宅借入金等特別控除の額があるとは認められない。
- オ 申告納税額 1 4 5 万 2 5 0 0 円
標記の金額は、上記エの金額から後記（ア）から（エ）までの金額をそれぞれ控除した金額（ただし、国税通則法 1 1 9 条 1 項の規定により 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (ア) 前記ア（ア）の配当に係る源泉徴収税額 5 万円
標記の金額は、平成 2 4 年分確定申告書（原告長男分）に記載された前記ア（ア）の配当に係る源泉徴収税額と同額である。
- (イ) 前記ア（イ） a の給与等に係る源泉徴収税額 2 0 8 万 1 9 0 0 円
標記の金額は、平成 2 4 年分確定申告書（原告長男分）に記載された前記ア（イ） a の給与等に係る源泉徴収税額と同額である。

(ウ) 前記ア (イ) b の給与等に係る源泉徴収税額 3 2 6 3 万 4 6 2 3 円
標記の金額は、別紙 1 2 の 1 (2) アの金額と同額である。

(エ) 前記ア (イ) c の給与等に係る源泉徴収税額 4 2 万 8 4 0 0 円
標記の金額は、平成 2 4 年分確定申告書 (原告長男分) に記載された前記ア (イ) c の給与等に係る源泉徴収税額と同額である。

カ 第 3 期分の納付すべき税額 1 1 5 万 9 1 0 0 円
標記の金額は、上記オの金額から平成 2 4 年分確定申告書 (原告長男分) に記載された予定納税額 2 9 万 3 4 0 0 円を控除した金額である。

(2) 被告の主張する原告長男に係る平成 2 4 年分の所得税の納付すべき税額は、上記 (1) カの金額であるところ、これは平成 2 4 年分更正処分 (原告長男分) における納付すべき税額を上回ることになるから、平成 2 4 年分更正処分 (原告長男分) については、適法なもの認められる。

(3) 被告の主張する原告長男に係る平成 2 5 年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 2 億 2 0 3 5 万 1 1 0 0 円
標記の金額は、後記 (ア) 及び (イ) の金額の合計額である。

(ア) 配当所得の金額 8 2 万 3 0 0 0 円
標記の金額は、平成 2 5 年分確定申告書 (原告長男分) に記載された配当所得の金額と同額である。

(イ) 給与所得の金額 2 億 1 9 5 2 万 8 1 0 0 円
標記の金額は、後記 a から c までの金額の合計額から後記 d の金額を控除した金額である。

a 原告会社からの給与等の金額 (ただし、後記 b の金額を除く。) 1 8 6 0 万円
標記の金額は、平成 2 5 年分確定申告書 (原告長男分) に記載された原告会社からの給与等の金額と同額である。

b 本件取引 3 に係る給与等の金額 2 億 0 0 3 7 万 8 1 0 0 円
前記 (1) ア (イ) b で述べたところを前提として、基本通達 5 9 - 6 に準じた一定の条件を付した上で、評価通達 1 7 8 から 1 8 9 - 7 までに定める例によって本件取引 3 の時における価額を算定すると、別紙 1 5 の表のとおり、1 株当たり 1 万 8 9 8 5 円になるから、原告長男が 1 株当たり 1 5 0 0 円で原告会社の株式 1 万 1 4 6 0 株を取得した本件取引 3 によって享受した経済的な利益の価額は、標記の金額になる。

c 原告会社以外の法人からの給与等の金額 3 0 0 万円
標記の金額は、平成 2 5 年分確定申告書 (原告長男分) に記載された原告会社以外の法人からの給与等の金額と同額である。

d 給与所得控除額 2 4 5 万円
標記の金額は、前記 a から c までの金額の合計額について、所得税法 2 8 条 3 項 (平成 2 6 年法律第 1 0 号による改正前のもの) の規定により計算した金額である。

イ 所得控除の額の合計額 2 4 0 万 4 1 4 3 円
標記の金額は、後記 (ア) から (エ) までの金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 1 5 6 万 3 3 4 8 円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告長男分）に記載された社会保険料控除の額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の額 8万0795円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告長男分）に記載された生命保険料控除の額と同額である。

(ウ) 配偶者控除の額 38万円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告長男分）に記載された配偶者控除の額と同額である。

(エ) 基礎控除の額 38万円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告長男分）に記載された基礎控除の額と同額である。

ウ 課税総所得金額 2億1794万6000円

標記の金額は、前記アの金額から上記イの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 差引所得税額 8434万1250円

標記の金額は、後記（ア）の金額から後記（イ）及び（ウ）の金額をそれぞれ控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 8438万2400円

標記の金額は、前記ウの金額に所得税法89条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 配当控除の額 4万1150円

標記の金額は、前記ア（ア）の金額に所得税法92条1項3号イ所定の税率を乗じて計算した金額であり、平成25年分確定申告書（原告長男分）に記載された配当控除の額と同額である。

(ウ) 住宅借入金等特別控除の額 零円

前記ウで述べたところによれば、平成25年分の合計所得金額が3000万円を超えることは明らかであるから、租税特別措置法41条1項の規定を適用することはできず、住宅借入金等特別控除の額があるとは認められない。

オ 申告納税額 133万8500円

標記の金額は、上記エ及び後記（ア）の金額から後記（イ）から（オ）までの金額をそれぞれ控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 復興特別所得税の額 177万1166円

標記の金額は、前記エの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 前記ア（ア）の配当に係る源泉徴収税額 16万8056円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告長男分）に記載された前記ア（ア）の配当に係る源泉徴収税額と同額である。

(ウ) 前記ア（イ）aの給与等に係る源泉徴収税額 292万4700円

標記の金額は、平成25年分確定申告書（原告長男分）に記載された前記ア（イ）aの

給与等に係る源泉徴収税額と同額である。

(エ) 前記ア (イ) b の給与等に係る源泉徴収税額 8 1 2 4 万 4 2 9 6 円

標記の金額は、別紙 1 2 の 1 (2) イ の金額と同額である。

(オ) 前記ア (イ) c の給与等に係る源泉徴収税額 4 3 万 6 8 0 0 円

標記の金額は、平成 2 5 年分確定申告書 (原告長男分) に記載された前記ア (イ) c の給与等に係る源泉徴収税額と同額である。

カ 第 3 期分の納付すべき税額 9 7 万 6 5 0 0 円

標記の金額は、上記オの金額から平成 2 5 年分確定申告書 (原告長男分) に記載された予定納税額 3 6 万 2 0 0 0 円を控除した金額である。

(4) 被告の主張する原告長男に係る平成 2 5 年分の所得税等の納付すべき税額は、上記 (3) カの金額であるところ、これは平成 2 5 年分更正処分 (原告長男分) における納付すべき税額と同額になるから、平成 2 5 年分更正処分 (原告長男分) については、適法なものと認められる。

2 本件各賦課決定処分 (原告長男分) の適法性

(1) 前記 1 (2) 及び (4) で述べたように、本件各更正処分 (原告長男分) は、いずれも適法なものであるところ、本件各更正処分 (原告長男分) により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分 (原告長男分) の前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法 6 5 条 4 項所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

(2) 被告の主張する平成 2 4 年分更正処分 (原告長男分) に伴って原告長男に課されるべき過少申告加算税の額は、後記アの金額であり、また、被告の主張する平成 2 5 年分更正処分 (原告長男分) に伴って原告長男に課されるべき過少申告加算税の額は、後記イの金額である。

ア 平成 2 4 年分更正処分 (原告長男分) に伴って原告長男に課されるべき過少申告加算税の額 9 万 2 0 0 0 円

標記の金額は、平成 2 4 年分更正処分 (原告長男分) に基づき新たに納付すべきこととなった税額 9 2 万円 (ただし、国税通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの) に同法 6 5 条 1 項所定の税率を乗じて計算した金額である。

イ 平成 2 5 年分更正処分 (原告長男分) に伴って原告長男に課されるべき過少申告加算税の額 6 万 9 0 0 0 円

標記の金額は、平成 2 5 年分更正処分 (原告長男分) に基づき新たに納付すべきこととなった税額 6 9 万円 (ただし、復興財源確保法 2 4 条 6 項及び国税通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの) に同法 6 5 条 1 項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(3) 被告の主張する本件各更正処分 (原告長男分) に伴って原告長男に課されるべき過少申告加算税の額は、前記 (2) ア及びイの金額であり、いずれも本件各賦課決定処分 (原告長男分) における過少申告加算税の額と同額になるから、本件各賦課決定処分 (原告長男分) については、いずれも適法なものと認められる。

本件各納税告知処分等（原告会社分）の適法性（被告の主張）

1 本件各納税告知処分（原告会社分）の適法性

(1) 原告長男が本件取引2及び3によって経済的な利益を享受していたことは、別紙11の1(1)ア(イ) b及び(3)ア(イ) bで述べたとおりであり、いずれも所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するものであるから、原告会社は、それに係る源泉徴収義務を負うことになる。なお、これらは、あらかじめ支給額、支給基準及び支給期がいずれも定められておらず、賞与としての性質を有するものであったといえる。

(2) 被告の主張する平成24年3月分の本件取引2に係る源泉所得税の額は、後記アの金額であり、また、被告の主張する平成25年2月分の本件取引3に係る源泉所得税等の額は、後記イの金額である。

ア 平成24年3月分の本件取引2に係る源泉所得税の額 3263万4623円

後記(ア)及び(イ)の金額の合計額の12分の1の割合に相当する金額は、762万0302円(ただし、1円未満の端数を切り捨てた後のもの)になるところ、この金額及び後記(ウ)の金額の合計額に所得税法別表第2(平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。)の甲欄の規定を適用して計算すると、282万7030円になる。また、この金額から後記(ウ)の金額に係る源泉所得税の額4万6820円(なお、これは平成24年分における所得税源泉徴収原簿(乙21の1)に記載された後記(ウ)の金額に係る源泉所得税の額と同額であり、既に源泉徴収済みである。)を控除した金額に12を乗じて計算すると、3336万2520円になる。そして、この金額から後記(イ)の金額に係る源泉所得税の額72万7897円(なお、これは当該所得税源泉徴収原簿に記載された後記(イ)の金額に係る源泉所得税の額と同額であり、既に源泉徴収済みである。)を控除すると、標記の金額になる。

(ア) 本件取引2による経済的な利益の価額 8813万5000円

標記の金額は、別紙11の1(1)ア(イ) bの金額と同額である。

(イ) 平成24年3月支給の賞与の金額(ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの)

330万8626円

標記の金額は、平成24年分における所得税源泉徴収原簿(乙21の1)に記載された同年3月支給の賞与の金額(ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの)と同額である。

(ウ) 平成24年2月支給の給与の金額(ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの)

63万9174円

標記の金額は、平成24年分における所得税源泉徴収原簿(乙21の1)に記載された同年2月支給の給与の金額(ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの)と同額である。

イ 平成25年2月分の本件取引3に係る源泉所得税の額 8124万4296円

後記(ア)の金額の12分の1の割合に相当する金額は、1669万8175円になるところ、この金額及び後記(イ)の金額の合計額に復興財源確保法29条1項1号の規定を適用して計算すると、691万8577円になる。そして、この金額から後記(イ)の金額に

に係る源泉所得税等の額14万8219円（なお、これは平成25年分における所得税源泉徴収原簿（乙21の2）に記載された後記（イ）の金額に係る源泉所得税等の額と同額であり、既に源泉徴収済みである。）を控除した金額に12を乗じて計算すると、標記の金額になる。

（ア）本件取引3による経済的な利益の価額 2億0037万8100円

標記の金額は、別紙11の1（3）ア（イ）bの金額と同額である。

（イ）平成25年1月支給の給与の金額（ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの）

108万6799円

標記の金額は、平成25年分における所得税源泉徴収原簿（乙21の2）に記載された同年1月支給の給与の金額（ただし、社会保険料等の額を控除した後のもの）と同額である。

（3）被告の主張する平成24年3月分の本件取引2に係る源泉所得税の額及び平成25年2月分の本件取引3に係る源泉所得税等の額は、前記（2）ア及びイの金額であるところ、いずれも本件各納税告知処分（原告会社分）における源泉所得税又は源泉所得税等の額を上回ることになるから、本件各納税告知処分（原告会社分）については、いずれも適法なものと認められる。

2 本件各賦課決定処分（原告会社分）の適法性

（1）上記1（3）で述べたように、本件各納税告知処分（原告会社分）は、いずれも適法なものであるところ、平成24年3月分の本件取引2に係る源泉所得税及び平成25年2月分の本件取引3に係る源泉所得税等が法定納期限までに完納されなかったことについて国税通則法67条1項（平成30年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）所定の「正当な理由」があるとは認められない。

（2）被告の主張する平成24年3月分納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、後記アの金額であり、また、被告の主張する平成25年2月分納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、後記イの金額である。

ア 平成24年3月分納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額 265万4000円

標記の金額は、平成24年3月分納税告知処分（原告会社分）に係る税額2654万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法67条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

イ 平成25年2月分納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額 636万4000円

標記の金額は、平成25年2月分納税告知処分（原告会社分）に係る税額6364万円（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法67条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

（3）被告の主張する本件各納税告知処分（原告会社分）に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、前記（2）ア及びイの金額であり、いずれも本件各賦課決定処分（原告会社分）における不納付加算税の額と同額になるから、本件各賦課決定処分（原告会社分）については、いずれも適法なものと認められる。

別紙2、3、13～15 省略